# 犯罪被害者等支援
# ハンドブック

犯罪被害者等支援シンボルマーク
**ギュっとちゃん**

令和８年１０月

福　　島　　県

# は じ め に

安全で安心な地域社会の実現は、県民誰もが切望しているところです。
しかしながら、凄惨な事件や悲惨な事故は後を絶たず、被害者やその御家族、御遺族の方々は、生命や身体への直接的な被害のみならず、精神的負担や経済的負担等に直面しています。

福島県では、平成２１年４月から施行した「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に犯罪被害者等支援の推進を掲げるとともに、平成２４年３月に改定した「安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画」の１０の視点の一つとして犯罪被害者等支援の推進を掲げ、犯罪被害者等が身近な場所で切れ目のない支援を受けられるよう、関係機関・団体と連携を図りながら、被害者支援を推進してきました。

さらには、犯罪等により被害を受けた方及びその御家族、御遺族を地域で支え、被害の早期回復及び軽減を図り、県民が安心して暮らすことができる社会の実現に向け、令和４年４月から「福島県犯罪被害者等支援条例」及び「福島県犯罪被害者等支援計画」を施行しました。

また、「犯罪被害者等支援ハンドブック」については、毎年、関係機関・団体の皆様の御協力をいただきながら、最新の内容に更新しているところです。

犯罪被害者等の支援に携わっておられる皆様におかれましては、犯罪等により被害を受けた方々及びその御家族や御遺族の誰もが切れ目のない支援を受けることができるよう、相談・問い合わせに対応する際あるいは関係機関・団体への橋渡しを行う際等に、本ハンドブックを御活用いただければ幸いです。

# 目　　次

１．犯罪被害者等の抱える様々な問題..... 1
(1)犯罪被害者等の置かれた状況..... 1
①直接的被害..... 1
②事件後に直面する状況..... 1
(2)具体的に困難な状況..... 2
①心身の不調..... 2
②生活上の問題..... 4
③周囲の人の言動による傷つき..... 5
④加害者からの更なる被害..... 5
⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）..... 6

参考 捜査、裁判の流れ..... 7

２．支援に携わる際の留意事項..... 11
(1) 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項..... 11
①基本的な支援対応の流れ..... 11
②具体的な対応のあり方..... 11
≪具体的な応対にみる留意点≫..... 13
≪支援者自身のケア≫..... 14
(2) 被害類型別特徴と対応上の注意点..... 15
【殺人等遺族への対応】..... 15
【暴力犯罪等により傷害（障がい）を負った人への対応】..... 17
【交通事故に遭った人への対応】..... 19
【性犯罪に遭った人への対応】..... 21
【配偶者からの暴力を受けた人への対応】..... 24
【ストーカー被害に遭った人への対応】..... 26
【虐待された子どもへの対応】..... 28

３．様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携..... 31
(1) 関係機関・団体の連携の必要性..... 31
(2) 関係機関・団体の連携の実際..... 32
①基本的な連携の流れ..... 32
②連携の際の留意点..... 34
(3) 多機関ワンストップサービス体制について..... 35

４．各機関・団体における支援業務..... 38
＜総合的な対応＞
（1）福島県..... 38
（2）市町村..... 40
（3）福島県警察本部..... 42
（4）海上保安庁福島海上保安部..... 59
（5）法テラス福島：日本司法支援センター福島地方事務所..... 61
（6）公益社団法人 ふくしま被害者支援センター（民間被害者支援団体）..... 64
（7）公益財団法人 犯罪被害救援基金..... 65
＜司法関連＞
（再掲）法テラス福島：日本司法支援センター福島地方事務所..... 61
（8）福島地方裁判所・福島簡易裁判所..... 66
（9）福島家庭裁判所..... 69
（10）福島地方検察庁..... 72
（11）福島県弁護士会..... 76
（12）福島県司法書士会..... 77
＜刑事施設・保護観察所等＞
（13）矯正管区..... 78
（14）刑事施設..... 79
（15）少年鑑別所..... 80
（16）少年院..... 81
（17）地方更生保護委員会..... 82
（18）保護観察所..... 83
＜人権・外国人対応＞
（19）法務局・地方法務局..... 84
（20）外国人在留総合ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ..... 87
（21）精神保健福祉センター..... 87
（22）福祉事務所..... 88
（23）保健所..... 89
（24）市町村保健センター..... 90
（25）社会福祉協議会..... 90
（26）地域包括支援センター..... 92
（27）医療機関（病院・診療所等）..... 92
（28）福島県臨床心理士会..... 93
（29）一般社団法人 福島県社会福祉士会..... 94
（30）一般社団法人 福島県精神保健福祉士会..... 94
＜就労関連＞
（31）労働基準監督署..... 95

(32) ハローワーク（公共職業安定所）..... 96
(33) 総合労働相談コーナー..... 98
(34) 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構..... 99
＜女性・子ども＞
(35) 配偶者暴力相談支援センター..... 100
(36) 福島県男女共生センター..... 101
(37) 福島県女性のための相談支援センター
（女性相談支援センター・女性自立支援施設）..... 103
(38) 児童相談所..... 104
(39) 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設..... 105
(40) 母子生活支援施設..... 106
(41) 福島県教育委員会..... 106
(42) 学校..... 107
(43) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター..... 107
＜交通事件＞
(44) 福島県県民広聴室県政相談コーナー（交通事故相談）..... 108
(45) 一般社団法人 福島県交通安全協会（福島県交通安全活動推進センター）..... 109
(46) 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター..... 109
(47) 公益財団法人 交通事故紛争処理センター..... 110
(48) 一般社団法人 日本損害保険協会..... 110
(49) 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構..... 111
(50) 独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）福島支所..... 112
(51) 公益財団法人 交通遺児等育成基金..... 113
(52) 公益財団法人 交通遺児育英会..... 114
＜その他＞
(53) 福島県暴力追放運動推進センター..... 115
(54) 福島県消費生活センター..... 116
(55) 社会福祉法人 福島いのちの電話..... 117
(56) 年金事務所..... 117
(57) 全国健康保険協会 福島支部..... 118
(58) 税務署..... 119

５．ニーズに応じた解決手段..... 120
(1) 総合的相談..... 120
(2) 心身の不調..... 120
(3) 生活上の問題..... 120
ア　仕事上の困難..... 120
イ　不本意な転居など住居の問題..... 122

ウ　経済的な困窮..... 123
エ　子育てに伴う問題（経済的支援以外）..... 126
オ　福祉全般..... 127
カ　報道に関すること..... 127
⑷ 加害者に関すること..... 127
⑸ 捜査、裁判に伴う問題..... 129

（資料編）

1　「犯罪被害申告票」書式..... 133
2　関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式..... 134
3　犯罪被害者等支援に係る主な関係機関・団体等の連絡先..... 135
4　犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口..... 136

## １．犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という[1]。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に着目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

### ⑴　犯罪被害者等の置かれた状況

#### ①直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

#### ②事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。

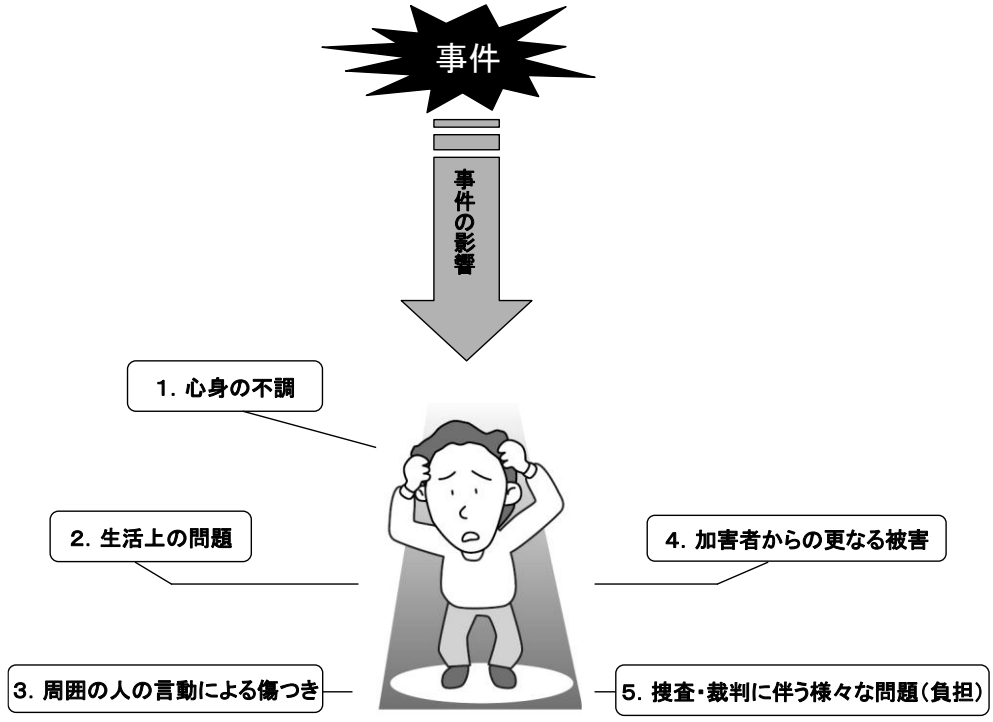


[1] 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

⑵　具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

①心身の不調[2]

**［直後］**

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある
  （どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる）

※　周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

**［中長期］**

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくることがあります。

**＜精神的な不調の例＞**

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

---

[2] 参考 ：武蔵野大学 人間科学部 小西聖子研究室 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ
(http://victims-mental.umin.jp/)

**＜身体的な不調の例＞**

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

**【子ども】**

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなくても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる　　など

※　このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です（P.92 参照）。

コラム　―犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患―

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

PTSD

再体験症状（ﾌﾗｯｼｭﾊﾞｯｸ、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

②生活上の問題

●仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

●不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害のおそれが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

●経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうなると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します[3]。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るための複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

---

[3] これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

●家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親が兄弟姉妹に十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟姉妹への影響が出てくる可能性もあります。

③周囲の人の言動による傷つき

●近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

●支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得のいく支援を受けたと感じることができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることにもなります。

④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

＜参考　捜査、裁判の流れ＞

①一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※　加害者が少年（20 歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

②捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48 時間以内に事件を検察官に送ります[4]。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24 時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常 10～20 日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

③起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います[5]。

※　起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

④裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

※　一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P.67,74 参照）。

⑤刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができます（損害賠償命令制度：P.68 参照）。

---

[4] 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

[5] 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈

## ＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞

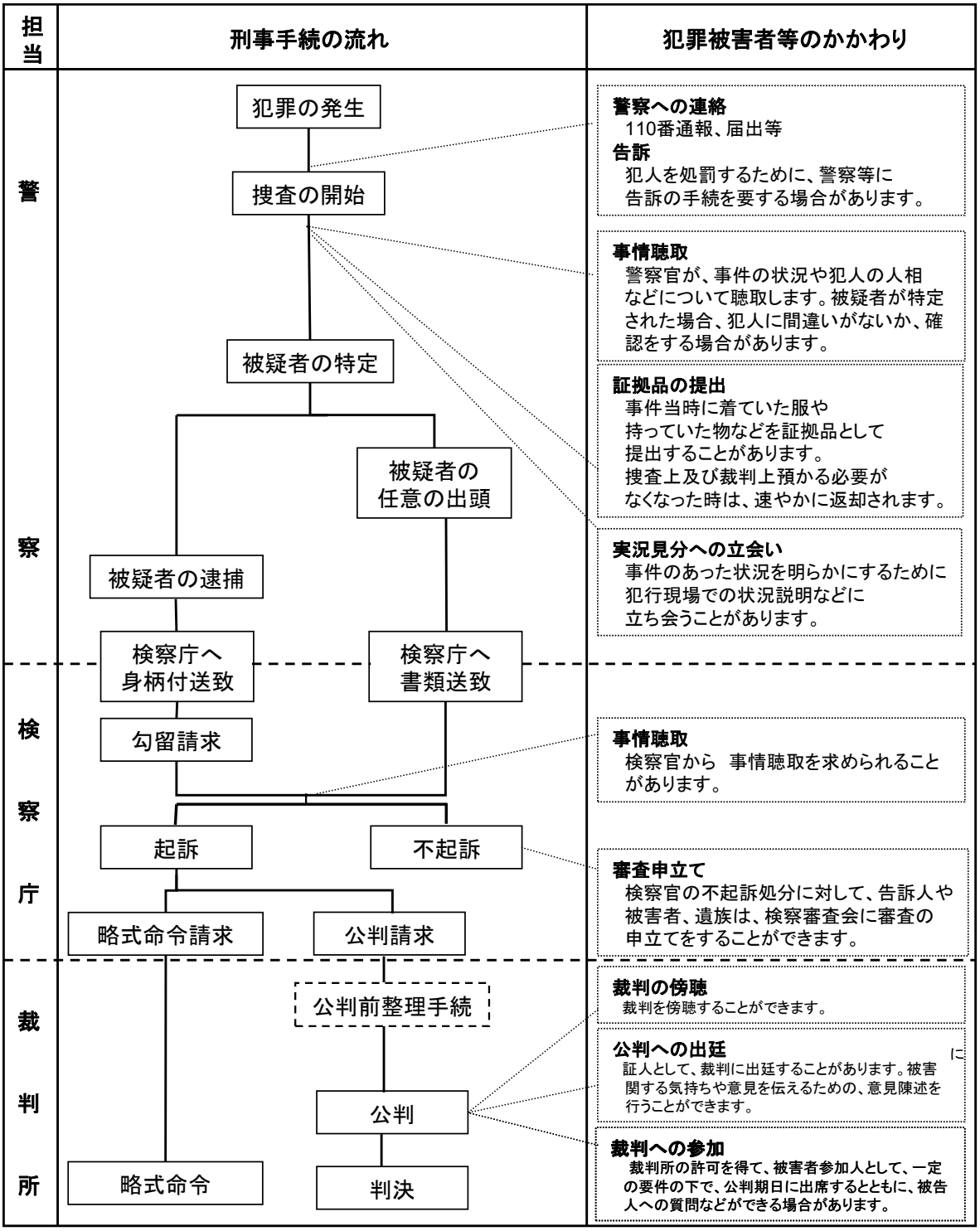


放されます。

## ＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞

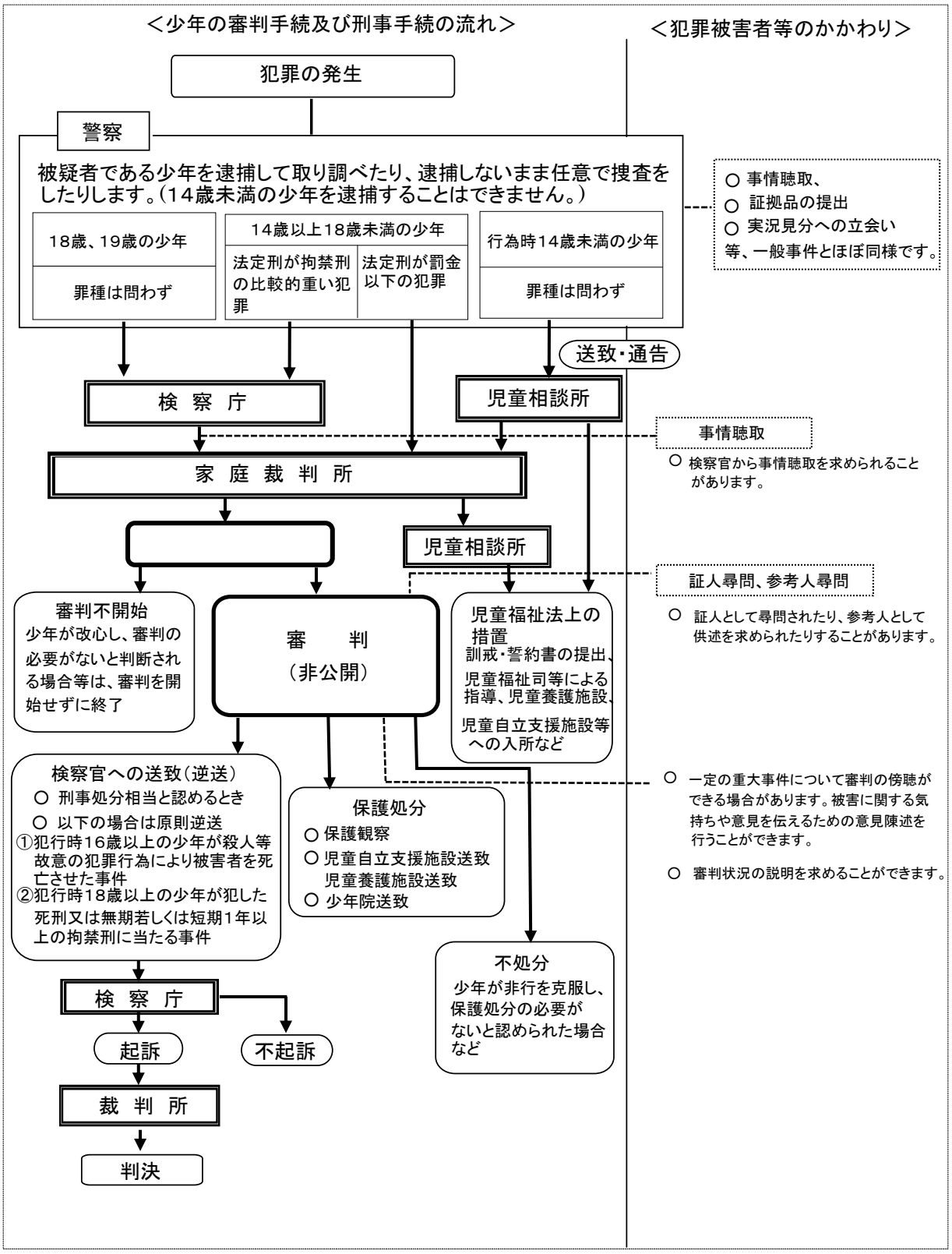

## ＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞

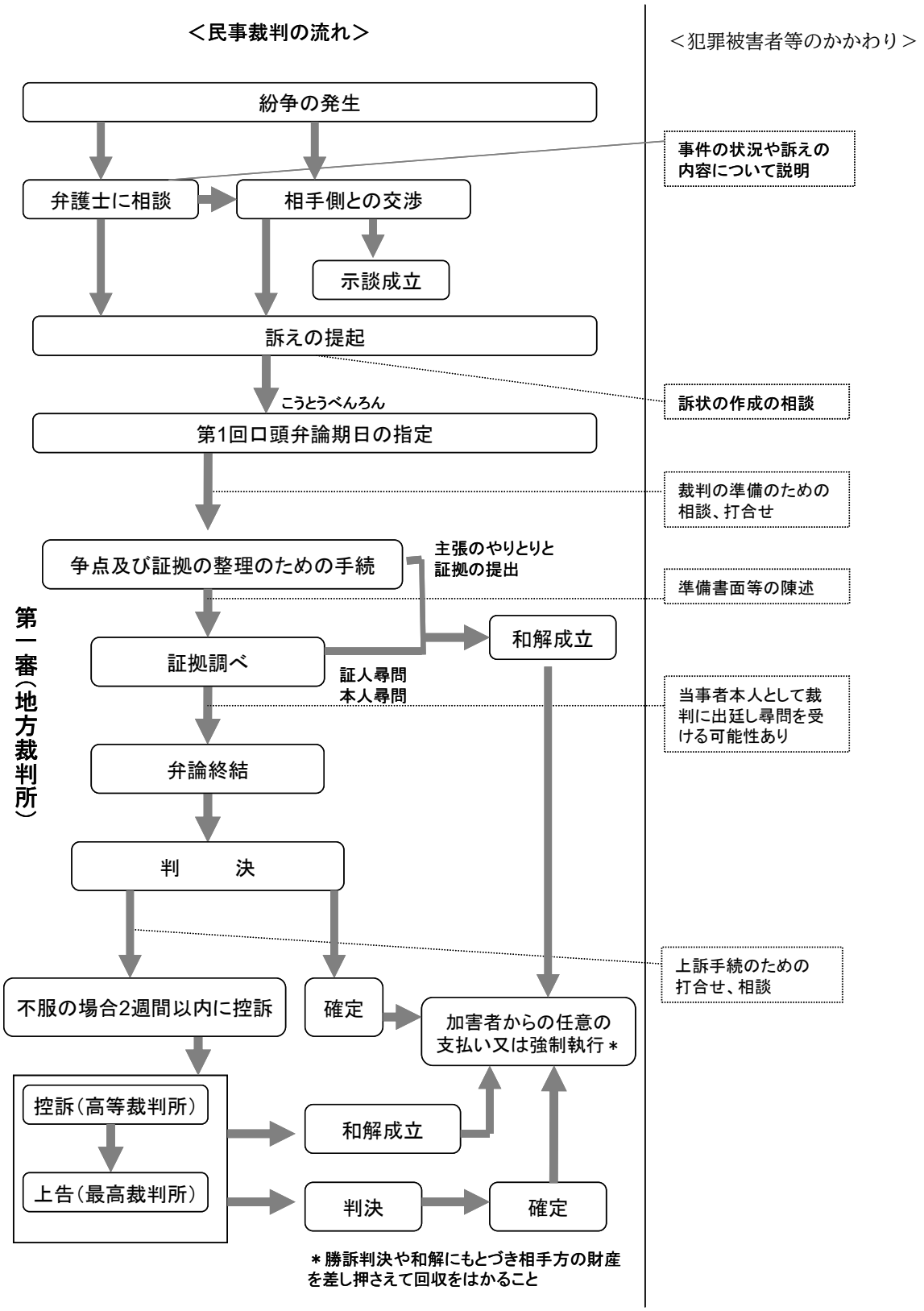

## 2．支援に携わる際の留意事項

「1」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ市民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来持っている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

### ⑴　犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

①基本的な支援対応の流れ（チャート）

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。

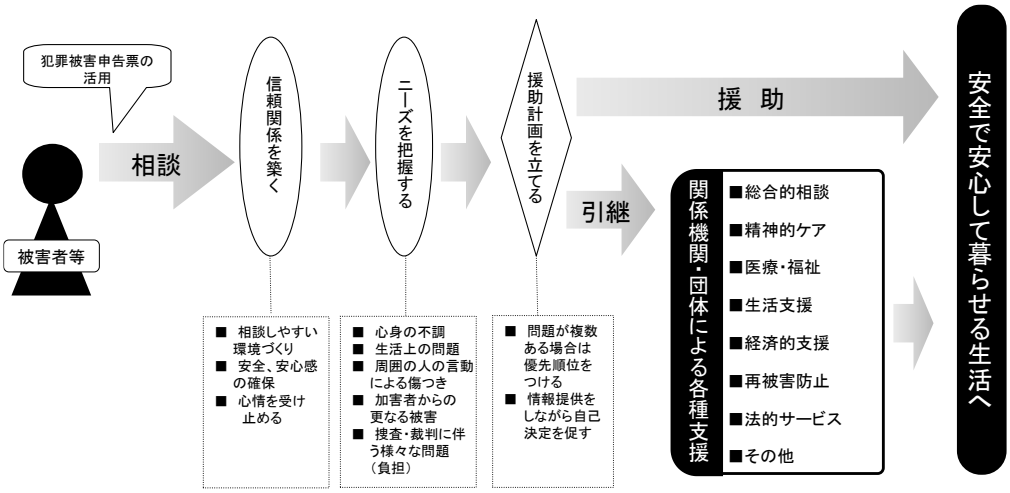


②具体的な対応のあり方

●相談しやすい環境をつくる

・来談時には犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。

・電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。

・犯罪被害申告票（P.133）を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。

・犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対

・する恐怖心が強い場合は女性が対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

**コラム　―犯罪被害申告票について―**

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から相応の配慮をすることができます。

※　犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

●安全確保を優先する

・「今、安全かどうか（ここが安全と感じることができるかどうか)」、「今、話をしていても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

●相談内容を受け止める

・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。

・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）

・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）

・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）

・話をせかさない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある）

●相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

●援助計画を立てる

・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）

・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

●問題解決に向けて動く時期と状況に応じた適切な情報を提供する。

・支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。

・関係機関・団体と連携する（P.32 以降参照）。

●秘密保持に留意する

・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

●被害からの回復を焦らない

・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

●適切な支援を行うための努力を怠らない

・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

《具体的な応対にみる留意点》

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた応対の留意点を示します。応対の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

【不適切な応答】

不適切な応答の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉は、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

《不適切な応答例》

・気を強く持って、前向きに生きましょう。
・あなた一人が苦しいのではありませんよ。
・どんなに悲しんでも、死んだ人は戻ってこないのですから。
・泣いてばかりいると、死んだ人が浮かばれませんよ。
・早く元気にならなければいけませんよ。
・辛いことは、早く忘れましょう。
・起きてしまったことを後悔しても仕方ありません。
・まだ子どもがいるじゃないですか。
・命が助かっただけでも良かったと思わなければいけませんね。
・あなたは強い方だから大丈夫ですよ。
・あなたにも悪いところがあったのではないですか。

【適切な応答】

適切な応答の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意してください。

《適切な応答例》

・ご心中、お察しします。
・本当にお気の毒です。
・このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
・悲しんでいいのですよ。
・あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
・そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
・（このような体験をしたら）今までのように仕事や家事ができなくなるのも当然だと思います。
・何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
・無理をする必要はありません。
・よく頑張ってこられましたね。
・ここでは、安心してご自分の感情を出していいんですよ。

《支援者自身のケア》

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
・事件のことが頭から離れなくなる
・自分が無力だと感じる
・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る　　など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目でみたときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障をきたす場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

【対処方法の例】

・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
・身体を動かすなどして気分転換を図る。
・休息、睡眠をきちんととる。

⑵　被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します（被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P.120 参照）。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注）　●＝原則すべての人が対象となる支援等　★＝対象要件がある支援等

【殺人等遺族への対応】

（特徴）

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

（対応上の注意点）

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の事実を知った日から７日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

（連絡先）

警察署、市町村

●司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、死化粧程度に遺体を修復するための経費や遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

（連絡先）
警察署、海上保安部署

●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

（連絡先）
市町村、年金事務所、勤務先庶務担当

●遺産相続等

犯罪被害者が亡くなってから 10 か月以内に相続税について申告しなければなりません。

（連絡先）
税務署、弁護士会、司法書士会

経済的支援としては、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（遺族給付金）

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

（連絡先）
警察署・警察本部

★遺族基礎年金

国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金を受けている方が死亡したときなどに、死亡した方に生計を支えられていた子のある配偶者、または子に支給されます。

（連絡先）
市町村

★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、１級または２級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

（連絡先）
年金事務所、共済組合、勤務先庶務担当

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

（連絡先）
公益財団法人犯罪被害救援基金、警察署

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

→P.127 参照

【暴力犯罪等により傷害（障がい）を負った人への対応】

（特徴）
被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障がい、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。
また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

（対応上の注意点）

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

★診断書等経費の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

（連絡先）

警察署

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→P.123 参照

障がいを負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、一時金が支給されます。

（連絡先）

警察署・警察本部

★特別障害者手当

20 歳以上で身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障がい者に支給されます。

（連絡先）

市町村

★身体障害者手帳の交付

身体に障がいのある方は、本人又は保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の支給や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

（連絡先）

市町村

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障がい者である場合には、一定額の税が控除されます。

（連絡先）

税務署

★障害基礎年金

20 歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

（連絡先）

市町村

★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

（連絡先）

年金事務所、勤務先庶務担当

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

（連絡先）

市町村、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する 20 歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している者に支給されます。

（連絡先）

市町村

★障害児福祉手当

20 歳未満で身体または精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

（連絡先）

市町村

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

（連絡先）

警察、暴力追放運動推進センター

【交通事故に遭った人への対応】

（特徴）

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪等の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

（対応上の注意点）

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があり、保険請求に支障が生じる場合もあります。

●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

（連絡先）

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておくと、相談がスムーズに進む場合があります。

（連絡先）

公益財団法人交通事故紛争処理センター、福島県県民広聴室県政相談コーナー（交通事故相談）、一般社団法人福島県交通安全協会（福島県交通安全活動推進センター）、公益財団法人日弁連交通事故相談センター、一般社団法人日本損害保険協会、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

経済的支援として、以下のような制度があります。

★交通遺児育成基金制度

国内で発生した交通事故により保護者を亡くした満 16 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、この拠出金を同基金が安全・確実に運用し、これに国や民間からの援助金を加えて、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が給付されます。

（連絡先）

公益財団法人交通遺児等育成基金

★生活資金、緊急時見舞金

自動車事故被害者家庭のうち、義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害を負われた方の児童がいる、特に生活状態が困窮している家庭に対し、越年（えつねん）資金、入学支度金、進学等支援金、緊急時見舞金の給付を行っています。

（連絡先）

公益財団法人交通遺児等育成基金

【性犯罪に遭った人への対応】

（特徴）

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（P.2「①心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSD に加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。

また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障がい、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、異性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、同性の支援者が対応することが必要です。

（対応上の注意点）

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、被害者から聴取をする警察官について、性別の希望を確認し、可能な限り尊重して対応するようにしています。

（連絡先）

警察署

●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「同性の警察官に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具を使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

（連絡先）

警察署

すぐに警察に届け出ることに消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、医療機関の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避できる可能性があります。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署では、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担できる場合があります（P.55参照）。

（連絡先）

警察署

※　警察への届出を望まない場合の相談機関があります。（SACRAふくしま）

●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、医療機関において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に届出することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等をしてしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

（連絡先）

警察署

※　警察への届出を望まない場合の相談機関があります。（SACRAふくしま）

●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

（連絡先）

民間被害者支援団体

●特定感染症検査

ＨＩＶ検査、梅毒検査が無料・匿名でできます。

（連絡先）

保健所

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。

また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

（連絡先）

検察庁、裁判所、民間被害者支援団体

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

（連絡先）

・性犯罪被害相談電話（福島県警察本部 性犯罪被害 110 番）0120-503-732

・SACRA ホットライン 024-563-3722　又は　＃8891

【配偶者からの暴力を受けた人への対応】

（特徴）

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力など様々なものがあります。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のないように見える身体の症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

（対応上の注意点）

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

支援者は、暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「配偶者（あるいは加害者）の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておくと、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察に通報するように努めなければなりません。特に、医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、当事者の意思を尊重しつつ、同意を得て身近な相談窓口や支援機関に通報することが求められます。

（連絡先）

警察署、配偶者暴力相談支援センター、医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合など一時保護が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を配置している市福祉事務所等に取り次ぎます。

（連絡先）

市町村、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます。

接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを1年間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。（特例：住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立により６か月）

電話等禁止命令：被害者への面会要求や無言電話、メール、ＳＮＳ、ＧＰＳによる位置情報取得等を禁止するもの。対象者は被害者本人及び同居する未成年の子どものみ。接近禁止命令と併せて申し立てることができる。

※　保護命令申立て手続には、警察や配偶者暴力相談支援センターに相談していること、又は、相談等がない場合には公証人面前宣誓供述書を添付する必要があります。

（連絡先）

警察署、配偶者暴力相談支援センター、地方裁判所

★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（連絡先）
　市町村

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→P.120 参照

【ストーカー被害に遭った人への対応】

（特徴）
　「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」「位置情報無承諾取得等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

①つきまとい、待ち伏せ、押しかけ　②監視していると告げる行為
③面会、交際等の義務のないことを要求　④乱暴な言動
⑤無言電話、連続した電話、メール、ＳＮＳ　⑥汚物などの送付
⑦名誉を傷つける　⑧性的羞恥心の侵害

を行うことをいい、「位置情報無承諾取得等」とは、同様の目的で、同様の人に

⑨ＧＰＳ機器等で相手の位置情報を取得する
⑩相手の物や車にＧＰＳ機器等を取り付けたり、ＧＰＳ機器等が取り付けた物を渡すことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」又は「位置情報無承諾取得等」を繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

（対応上の注意点）

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

ア）被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
イ）相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
ウ）相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
エ）電話の会話内容をメモ、又は録音する
オ）相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

（連絡先）
　警察署

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

★警察による警告・禁止命令、刑事手続

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者へ「警告」を行ったり、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」「禁止命令」の申出以外にも、警察に被害の届出をすることによって、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方を処罰する「刑事手続」を求めることができます。

（連絡先）

警察署

★住民票の写しの交付等の制限（再掲 P.25）

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（連絡先）

市町村

●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

（連絡先）

ＮＴＴ、その他の電話会社

★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、事案の内容に応じ、携帯型緊急通報装置を貸し出しています。

（連絡先）

警察署

【虐待された子どもへの対応】

（特徴）

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18 歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、ＰＴＳＤが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。

また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネット

（対応上の注意点）

児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（児童虐待の防止等に関する法律第 6 条）。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第 7 条）。

ア）子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

イ）虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告して下さい。

（連絡先）

市町村、福祉事務所、児童相談所

**コラム　―守秘義務について―**

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待防止法第６条第３項は、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

**生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。**

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告していては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110 番通報又は 119 番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

（連絡先）

警察署、消防署

**通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。**

ア）調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

イ）在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

ウ）親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※　これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会[6]等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

---

[6]　児童福祉法第２５条の２において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

## ３．様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

### ⑴　関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望まれます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“切れ目のない支援”が求められています。

≪犯罪被害者等のニーズに対応する「切れ目のない支援」のための連携図（イメージ）≫

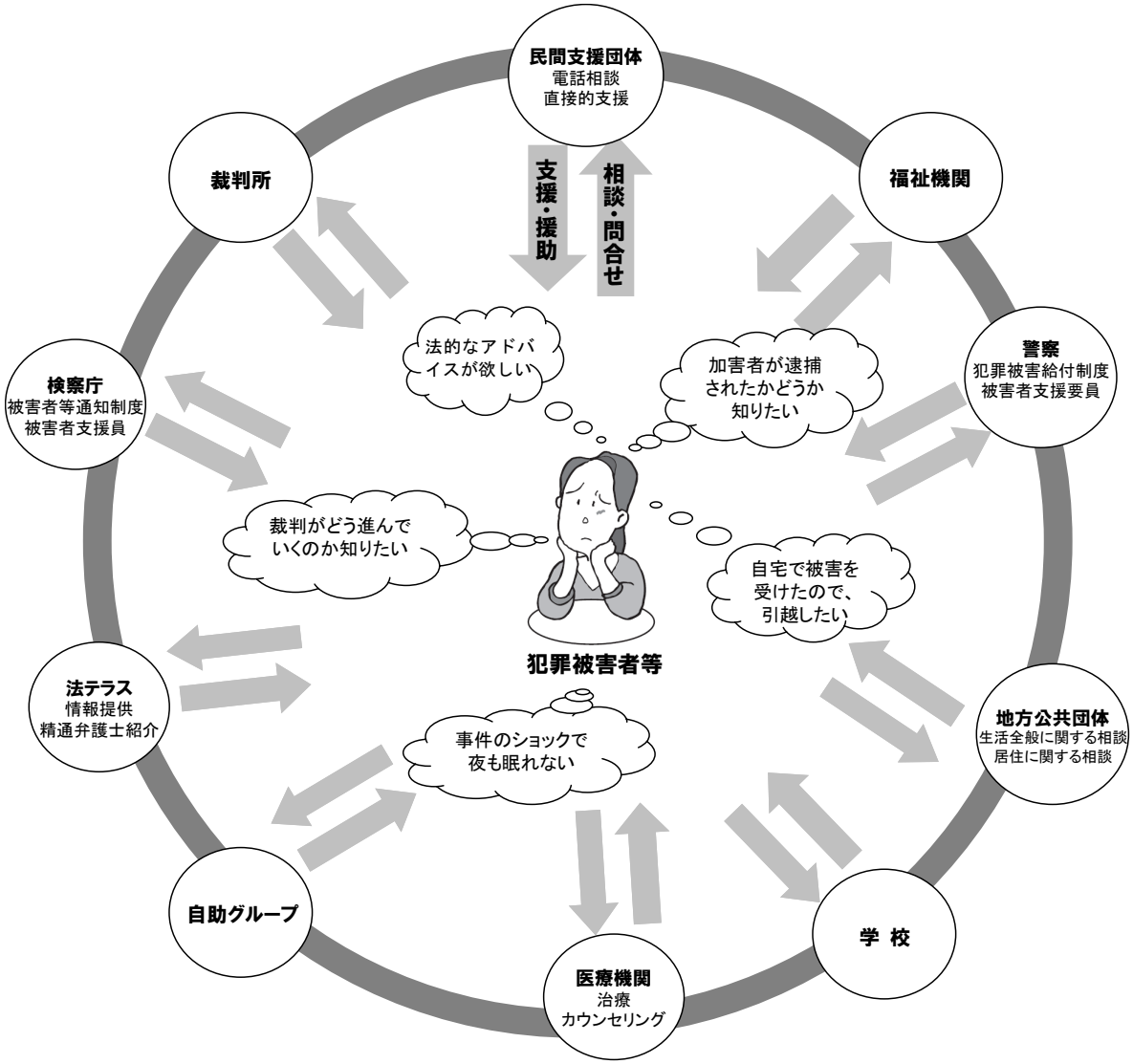

⑵　関係機関・団体の連携の実際

①基本的な連携の流れ

≪基本的な連携の流れ　フロー図≫

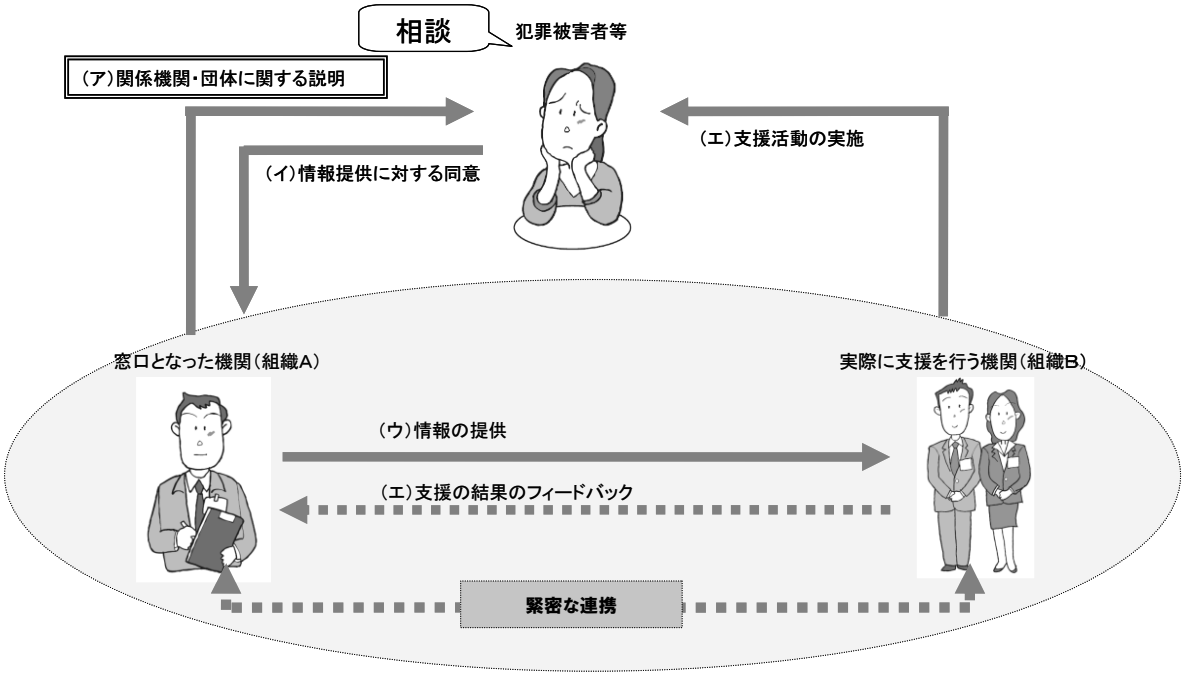


（ア）関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関･団体（組織Ａ）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

≪犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報≫

・組織の概要（組織形態、業務内容）
・行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
・連絡先（名称、住所、電話番号）
・受付時間

（イ）犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織Ｂ）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Ａから組織Ｂへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Ｂに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織Ｂ以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Ｂに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Ｂとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織Ｂ（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Ｂと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

≪最低限伝えるべき情報≫

・氏名、性別、被害当事者との関係
・電話番号
・犯罪等被害の概要
・希望する支援の内容

≪状況に応じて伝えるべき情報≫

・住所
・生年月日
・犯罪被害発生日
・被害の程度、障がいの有無
・紹介元機関・団体で受けた支援の内容
・これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

（ウ）犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Ｂに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Ｂでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Ｂに伝達します。伝達方法については、電話連絡を基本とし、必要に応じて様式（P.134）を使用します。

その際、組織Ｂにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Ａに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Ｂに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Ｂにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Ｂにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Ｂでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Ｂに望んでいた支援と異なる時には、組織Ａに再度相談できることを伝えます。

（エ）支援活動の実施

組織Ｂでは、組織Ａからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Ａにフィードバックをします。

（オ）より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Ａの支援者が犯罪被害者等と組織Ｂに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「切れ目のない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心がける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

②連携の際の留意点

（ア）相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

（イ）犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じることがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

（ウ）正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてく

ださい。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、○○機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

（エ）情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、電話連絡を基本とすることとし、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、ＦＡＸの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Ｅメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。

不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

### ⑶　多機関ワンストップサービス体制について

犯罪被害者等支援に関する課題として、犯罪被害者等からすれば、支援にたどり着くまでに多大な負担を強いられる、繰り返し被害状況等の説明をして二次被害を受ける等挙げられます。

また、支援を行う機関団体にあっては、他の機関等の支援サービスまで十分に把握しきれず、支援をつなげられていないのではないか、などの懸念もあります。

そこで、被害者等がいずれかの機関に相談や問い合わせを行えば、その後は必要な支援が様々な機関・団体によって切れ目なく提供される「２つのワンストップサービス」の確立が求められています。

１つ目のワンストップサービスは、「機関内ワンストップサービス」で、県や市町村が、それぞれの機関内の複数の課や出先機関などの関係する部署で構成されるワンストップサービス（県及び市町村における総合的対応窓口）です。こちらは、県や市町村がそれぞれ内部の連携を図るものです。（P.38,40 参照）

２つ目のワンストップサービスは、「多機関ワンストップサービス」で、県・県警・被害者支援センター及び犯罪被害者等の居住する市町村など、複数の異なる機関・団体で構成されるワンストップサービスです。

≪多機関ワンストップサービスとは？≫

犯罪被害に遭われた方やその御遺族が求める必要な支援（ニーズ）について、コーディネーターが窓口となり、各支援機関へ橋渡しを行うものです。

各支援機関と連携し、必要な支援が犯罪被害者等へ届けられるよう調整します。

≪多機関ワンストップサービスの特徴≫

①負担の軽減

支援機関それぞれに被害状況をなんども繰り返し説明しなければならない精神的負担を軽減します。

②各支援機関への橋渡し

専門のコーディネーターが犯罪被害者等のニーズを一元的に把握し、関係機関と連携を図りながら、必要な制度やサポートを受けられるよう調整します。

③継続的な支援

生活再建に至るまで、関係機関が情報を共有しながら切れ目のない支援を提供します。

④秘密を守ります。

犯罪被害者等の情報や相談内容は本人の希望を確認しながら必要な範囲で共有します。

≪利用の流れ≫

①被害者／御遺族 ▶ いずれかの支援機関へ相談

↓

②支援機関 ▶ 相談者の同意を得て多機関ワンストップサービスへ情報提供

↓

③多機関ワンストップサービス ▶ コーディネーターによる相談者等との面談や支援計画の策定、ニーズに合わせた各機関等との支援に向けた調整を行う。

≪スキームイメージ≫

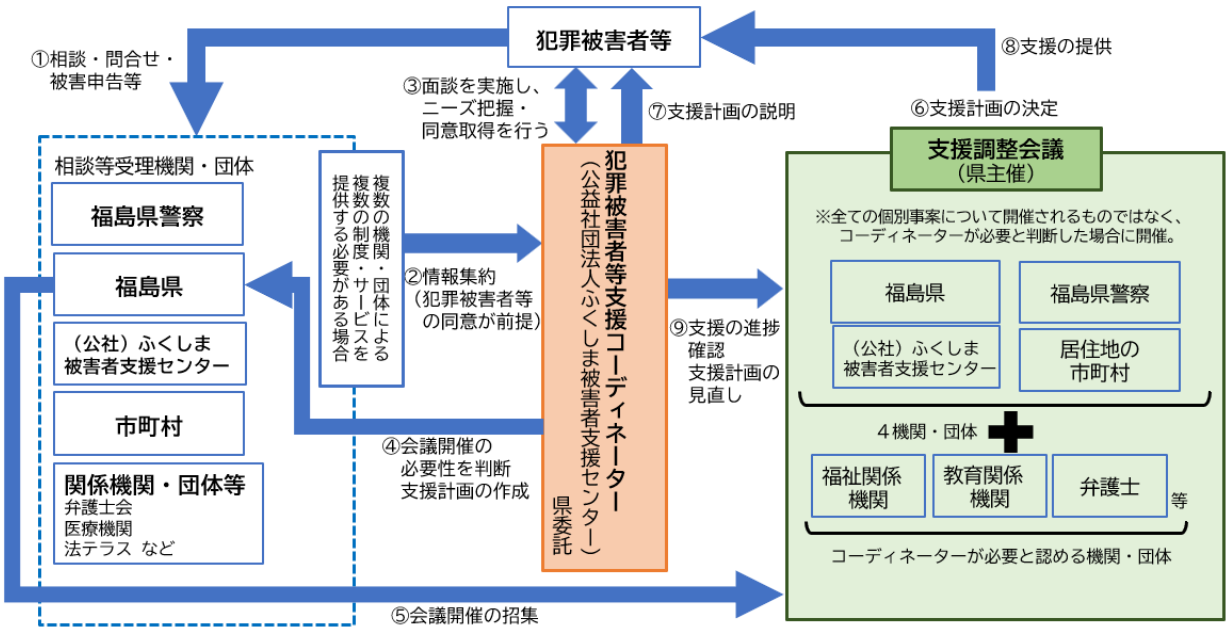

≪対象犯罪行為≫

| 区分 | 事件の種類 |
|---|---|
| 1　刑法（明治40年法律第45号）に定めのある罪に当たる違法な行為 | (1) 次に掲げる犯罪（未遂の規定のあるものは未遂を含む。）行為<br>ア　殺人<br>イ　強盗致死傷<br>ウ　逮捕及び監禁<br>エ　逮捕等致死傷<br>オ　略取及び誘拐<br>カ　人身売買<br>キ　傷害致死<br>ク　傷害のうち、被害者が全治１か月以上の傷害を負ったもの<br>ケ　前各号に掲げる犯罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治１か月以上の傷害（ＰＴＳＤ等の精神疾患を含む。）を負ったもの<br>（(2)に掲げるもの及び２において事件の種類の欄に掲げる事件に係るものを除く。）<br>(2) 性犯罪<br>（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。） |
| 2　交通事故事件 | (1) 交通死亡事故<br>(2) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）に定める危険運転致死傷罪に当たる事件（無免許運転による刑の加重がある場合を含む。）（全治１か月以上の傷害を負った事故に限る。） |
| 3　その他 | 上記に準ずる行為で、相談受付機関等が必要と認めた事案 |

≪実施主体≫

福島県では、多機関ワンストップサービスに係るコーディネーター業務を（公社）ふくしま被害者支援センターに委託の上、同サービスを運営しています。

≪問い合わせ先≫

**公益社団法人　ふくしま被害者支援センター**
（福島県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」）
（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟）
〒960-8041　福島市大町4-15　チェンバおおまち4階
事務局電話・FAX 024-523-1550
ホームページ　http://www.vsc-fukushima.net/

## ４．各機関・団体における支援業務

### （１） 福島県

（組織の紹介）

総合的対応窓口を設け、犯罪被害者等に対して、国・地方公共団体や関係機関・団体等が行っている支援に関する情報提供などを行っています。

総合的対応窓口

（支援概要）

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して問い合わせがあった場合に、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体等が行っている支援に関する情報提供などを行っています。

**福島県 生活環境部 共生社会･女性活躍推進課**
〒960-8670 福島市杉妻町 2 番 16 号（福島県庁西庁舎 10 階）
電話 024-521-7188
総合的対応窓口 電話 024-521-8718
（平日 8:30～17:15 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

犯罪被害者等の県営住宅への優先入居

（支援概要）

犯罪に遭われ、従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、優先的に選考して入居者を定める制度があります。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

① 犯罪に遭われ、収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

（相談窓口）

・県北地区県営住宅管理室 電話 024-521-7991
・県中地区県営住宅管理室 電話 024-935-1518
・県南地区県営住宅管理室 電話 0248-23-1623
・会津地区県営住宅管理室 電話 0242-29-5526
・相双地区県営住宅管理室 電話 0244-26-5114
・いわき地区県営住宅管理室 電話 0246-35-1733
（平日 8:30～17:15 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

犯罪被害者等の県営住宅への一時入居

（支援概要）

犯罪に遭われ、従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。ただし、入居期間は原則として１年間を超えない期間です。

（対象要件等）

上記「犯罪被害者等の県営住宅への優先入居」と同じ。

（相談窓口）

・県北地区県営住宅管理室　　電話 024-521-7991
・県中地区県営住宅管理室　　電話 024-935-1518
・県南地区県営住宅管理室　　電話 0248-23-1623
・会津地区県営住宅管理室　　電話 0242-29-5526
・相双地区県営住宅管理室　　電話 0244-26-5114
・いわき地区県営住宅管理室　電話 0246-35-1733
（平日 8:30～17:15　土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居

（支援概要）

配偶者からの暴力被害者が県営住宅の入居募集に応募した場合に、優先的に選考して入居者を定める制度があります。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当する方

① 配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センター又は女性自立支援施設において保護を受けてから５年以内の被害者
② 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから５年以内の被害者
③ 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」に基づき、女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等が発行されている被害者

（相談窓口）

・県北地区県営住宅管理室　　電話 024-521-7991
・県中地区県営住宅管理室　　電話 024-935-1518
・県南地区県営住宅管理室　　電話 0248-23-1623
・会津地区県営住宅管理室　　電話 0242-29-5526
・相双地区県営住宅管理室　　電話 0244-26-5114
・いわき地区県営住宅管理室　電話 0246-35-1733
（平日 8:30～17:15　土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

配偶者からの暴力被害者の県営住宅への一時入居

（支援概要）

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。ただし、入居期間は原則として１年間を超えない期間です。

（対象要件等）

上記「配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居」と同じ。

（相談窓口）

・県北地区県営住宅管理室　　電話 024-521-7991
・県中地区県営住宅管理室　　電話 024-935-1518
・県南地区県営住宅管理室　　電話 0248-23-1623
・会津地区県営住宅管理室　　電話 0242-29-5526
・相双地区県営住宅管理室　　電話 0244-26-5114
・いわき地区県営住宅管理室　電話 0246-35-1733
（平日 8:30～17:15　土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）

**福島県 土木部 建築住宅課**
〒960-8670　福島市杉妻町２番 16 号（福島県庁本庁舎４階）
電話 024-521-7519

## （２） 市町村

（組織の紹介）

犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口を設け、犯罪被害者等支援を行っています。

相談業務

（支援概要）

犯罪被害者等が犯罪等の被害によって直面している諸問題に関して相談業務を行い、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

（窓口）

犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口

犯罪被害者等見舞金　（実施していない市町村があります）

（支援概要）

故意の犯罪行為で亡くなられた被害者の遺族又は重症病を負った被害者に対して

見舞金を支給します。また、故意の犯罪行為により従前の住宅に居住することが困難になった被害者や遺族に対し、転居費用を助成します。

詳細は各市町村にお問い合わせください。

（窓口）

犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口

※実施市町村（令和８年４月１日時点）　　単位：万円

| 方部 | 市町村名 | 遺族見舞金 | 重傷病見舞金 | 転居費用助成金 | 方部 | 市町村名 | 遺族見舞金 | 重傷病見舞金 | 転居費用助成金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 県北 | 福島市 | 60 | 30 | 20 | 会津 | 会津若松市 | 60 | 30 | 20 |
| | 二本松市 | 60 | 30 | 20 | | 喜多方市 | 60 | 30 | 20 |
| | 伊達市 | 60 | 30 | 20 | | 北塩原村 | 60 | 30 | 20 |
| | 本宮市 | 60 | 30 | 20 | | 西会津町 | 60 | 30 | 20 |
| | 桑折町 | 60 | 30 | 20 | | 磐梯町 | 60 | 30 | 20 |
| | 国見町 | 60 | 30 | 20 | | 湯川村 | 60 | 30 | 20 |
| | 川俣町 | 60 | 30 | 20 | | 柳津町 | 60 | 30 | 20 |
| | 大玉村 | 60 | 30 | 20 | | 金山町 | 60 | 30 | 20 |
| 県中 | 郡山市 | 60 | 30 | 20 | | 三島町 | 60 | 30 | － |
| | 須賀川市 | 60 | 30 | 20 | | 昭和村 | 60 | 30 | 20 |
| | 田村市 | 60 | 30 | 20 | | 会津美里町 | 60 | 30 | 20 |
| | 鏡石町 | 60 | 30 | 20 | 南会津 | 下郷町 | 60 | 30 | 20 |
| | 天栄村 | 60 | 30 | 20 | | 桧枝岐村 | 60 | 30 | 20 |
| | 石川町 | 60 | 30 | 20 | | 只見町 | 60 | 30 | 20 |
| | 玉川村 | 60 | 30 | 20 | | 南会津町 | 60 | 30 | 20 |
| | 平田村 | 30 | 15 | 10 | 相双 | 相馬市 | 60 | 30 | 20 |
| | 浅川町 | 60 | 30 | 20 | | 南相馬市 | 60 | 30 | 20 |
| | 古殿町 | 30 | 15 | 10 | | 広野町 | 60 | 30 | 20 |
| | 三春町 | 60 | 30 | － | | 楢葉町 | 60 | 30 | 20 |
| | 小野町 | 60 | 30 | 20 | | 富岡町 | 60 | 30 | 20 |
| 県南 | 白河市 | 60 | 30 | 20 | | 川内村 | 60 | 30 | 20 |
| | 泉崎村 | 60 | 30 | 20 | | 大熊町 | 60 | 30 | 20 |
| | 西郷村 | 60 | 30 | 20 | | 新地町 | 60 | 30 | 20 |
| | 中島村 | 60 | 30 | 20 | | 飯館村 | 60 | 30 | 20 |
| | 矢吹町 | 60 | 30 | 20 | － | いわき市 | 60 | 30 | 20 |
| | 棚倉町 | 60 | 30 | 20 | | | | | |
| | 矢祭町 | 60 | 30 | 20 | | | | | |
| | 塙町 | 60 | 30 | 20 | | | | | |
| | 鮫川村 | 60 | 30 | 20 | | | | | |

県では、故意の犯罪行為で死亡した遺族又は重症病を負った被害者に対し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減を支援するため、市町村が支給した見舞金等に対し、県がその一部を補助しています。

遺族基礎年金

（支援概要）

国民年金に加入中の方や、老齢基礎年金を受けている方が死亡したときなどに、死亡した方に生計を支えられていた子のある配偶者、または子が受給できます。

（対象要件等）

１　死亡した方が（１）から（３）のいずれかに該当すること。

⑴　国民年金被保険者の方、または、被保険者であったことがあり日本国内に住所のある６０歳以上６５歳未満の方で、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が１／３を超えないこと、または、死亡日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料の未納がないこと。

⑵　老齢基礎年金の受給権者であること。

⑶　老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること。

２　遺族の方が（１）から（３）のいずれかに該当すること。

⑴　死亡した方に生計を維持されていた、１８歳以後最初の３月３１日までの子

⑵　死亡した方に生計を維持されていた、障害年金等級１級または２級の障がいの状態にある２０歳未満の子

⑶　死亡した方に生計を維持されていた配偶者であって、（１）または（２）に該当する子と生計を同一にしている方

（専門窓口）

市役所又は町村役場、年金事務所

障害基礎年金

（支援概要）

国民年金加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいが残った時などに受給できます。身体的な障がいのみならず、精神的な障がいについても受給できる場合があります。

（対象要件等）

１　病気やけがの初診日に被保険者である方、被保険者であったことがあり日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方が、（１）及び（２）に該当していること。

⑴　次の①から③のいずれかの時点で障害年金等級１級または２級の状態にあること。

①初診日から１年６ヶ月を経過した時

②１年６ヶ月経過する前に傷病が治った（症状が固定した）時

③１年６ヶ月経過後６５歳までに障がいが重くなった時

⑵　初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の未納期間が１／３を超えないこと、または、初診日の属する月の前々月までの直近の１年間に保険料の未納がないこと。

２　国民年金被保険者ではない２０歳前の期間に初診日がある場合で、次の（１）から（３）のいずれかの時点で障害年金等級１級または２級の状態にあること。

⑴　２０歳の時点で初診日から１年６ヶ月以上経過している、または傷病が治っている（症状が固定している）場合は、２０歳になった時

⑵　２０歳までに初診日から１年６ヶ月経過していない、または、傷病が治っていない（症状が固定していない）場合は、１年６ヶ月経過した時、または傷病が治った（症状が固定した）時

⑶　１年６ヶ月経過後６５歳までに障がいが重くなった時

（専門窓口）

市役所又は町村役場、年金事務所

特別障害者手当

（支援概要）、（対象要件等）

身体又は精神に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳以上の方に対して、障がい者の所得保障、自立生活の基礎確立の一環として、著しく重度の障がいによって生じる負担の軽減をし、福祉の向上を図るため手当を支給します。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

身体障害者手帳の交付

（支援概要）

身体に障がいのある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障がい福祉サービスの支給、更生医療の支給、補装具の交付及び修理、重度心身障がい者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられます。

※診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

・視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方

（専門窓口）

市役所又は町村役場

療育手帳の交付

（支援概要）

知的障がいのある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障がい福祉サービスの給付、重度心身障がい者医療費の助成、日常生活

用具の給付・貸与、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障がいの程度に応じて受けられます。

※　診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

知的障がいにより日常生活や社会生活において制約のある方

（専門窓口）

市役所又は町村役場

精神障害者保健福祉手帳の交付

（支援概要）

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の減免、ＮＨＫの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※　診断書作成料は有料です。

（対象要件等）

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

（専門窓口）

市役所又は町村役場

障害福祉サービス等支給制度

（支援概要）、（対象要件等）

障害福祉サービスは、障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、介護や訓練等の支援を受ける制度です。居宅介護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所等の介護給付と、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等の訓練等給付があります。

サービスを利用するには、お住まいの市町村又は相談支援事業所にご相談いただき、市町村にサービスの利用を申請します。認定調査員による訪問調査が行われ、一次判定、二次判定を経て、障害支援区分が決定され、市町村から受給者証が交付されます。サービス等利用計画を作成し、サービスを利用する事業者等と契約を行い、サービスの利用開始となります。自己負担額は所得に応じて月額の上限が設定されます。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

診断書料の補助　（実施していない市町村があります。）

（支援概要）

身体障害者手帳等の交付申請等に必要な医師の診断書を取得するための費用の一

部を補助します。

※　補助額以外の経費は有料です。

（対象要件等）

・市町村内に居住地を有する方

・身体障害者手帳の交付を受けようとする方

・補装具の交付を受けようとする方

（専門窓口）

市役所又は町村役場

自立支援医療費支給制度

（支援概要）、（対象要件等）

自立支援医療は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

精神通院医療（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な 18 歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを除去・軽減するために必要な医療を要する 18 歳以上の方）の自己負担額について、所得に応じて月額の上限が設定されます。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

心身障害者扶養共済制度

（支援概要）

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給します。

（対象要件等）

障がいのある方を現に扶養している保護者であって、次のすべての要件を満たしている方です。

・市町村内に居住地を有すること。

・加入時の年度の４月１日現在の年齢が満６５歳未満であること。

・特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

・障がいのある方１名に対して、加入できる保護者は１名であること。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

乳幼児医療費助成／子どもの医療費助成

（支援概要）

乳幼児の疾病の早期発見や早期治療を促進するとともに、子育てに伴う経済的負担

の軽減を図り、子どもを安心して産み育てる環境づくりの一助とするため、福島県内の市町村においては、乳幼児医療費助成事業および子どもの医療費助成を実施しています。０歳から１８歳の子どもが医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。保護者の方（対象児）が医療機関の窓口で支払った医療費（各種医療保険適用による自己負担分）や入院時食事療養費の標準負担額（附加給付、他の給付分を除く）について給付されます。

（対象要件等）

子ども（誕生から１８歳に達した日以後における最初の３月３１日までの間にある者）

※　助成を受ける場合は、受給資格者としてあらかじめ登録しておくことが必要ですので、お住まいの市役所又は町村役場に登録申請してください。なお、詳しい内容については、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

ひとり親家庭等医療費助成

（支援概要）

ひとり親家庭の父または母及びその児童や父母のいない児童に対して、医療機関の窓口で支払った医療費（各種医療保険適用による自己負担分）について、同一受診月ごとに１つの世帯の自己負担額を合算して 1,000 円を超えた場合に、その 1,000 円を超えた金額が給付されます。ただし、児童を監護している父親又は母親の所得額が一定額以上ある場合には支給されません。また、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます。

（対象要件等）

・ひとり親家庭の父または母

・18 歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある者

・父母のない児童

※　助成を受ける場合は、受給資格者としてあらかじめ登録しておくことが必要ですので、市役所又は町村役場に登録申請をしてください。なお、詳しい内容については、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

母子父子寡婦福祉資金貸付金

（支援概要）

母子家庭の母又は父子家庭の父やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。（父子家庭の父に対する貸

付けは平成 26 年 10 月 1 日より実施）

（対象要件等）

配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、労働能力喪失、未婚の母等）女子（男子）で 20 歳未満の児童を扶養している方

（専門窓口）

市役所（市福祉事務所）、町村役場又は県保健福祉事務所（各福祉相談コーナーを含む）

高等職業訓練促進給付金等事業（実施していない市があります。）

（支援概要）

母子家庭の母又は父子家庭の父の生活の安定を図るため、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るための費用を支給する制度です。

（対象要件等）

福島県内にお住まいの20歳未満の児童を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての条件を満たす方が対象となります。

・児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること
・正規の修業年限が６か月以上の養成機関において、一定の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれること
・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること
・過去に高等職業訓練促進給付金等を受けたことがないこと
・併給できない給付金（ハローワークからの給付金等）を受給していないこと

※　事前相談が必要となります。

※　母子家庭の母又は父子家庭の父が高等職業訓練促進給付金の受給中に児童が 20 歳に到達した場合には、引き続き資格取得に向けた支援を継続します。

（専門窓口）

・福島県こども未来局児童家庭課（町村分）　電話 024-521-7176
・市役所

自立支援教育訓練給付金事業

（支援概要）

実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する制度です。

（対象要件等）

福島県内にお住まいの 20 歳未満の児童を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての条件を満たす方が対象となります。

・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けていること
・当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるもの

であること
・過去に自立支援教育訓練給付金を受給していないこと
※　事前相談が必要となります。
※　母子家庭の母又は父子家庭の父が指定を受けた教育訓練を受講中に児童が20歳に到達した場合には、講座の受講終了まで対象者となります。

（専門窓口）
・福島県こども未来局児童家庭課（町村分）　電話 024-521-7176
・市役所

母子家庭等就業・自立支援事業（実施していない市町村があります。）

（支援概要）
母子家庭等就業･自立支援センター等において、就業相談から就業支援講座の開催、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

（対象要件等）
・母子家庭等（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届け出を行っていない者等を含む。）

（専門窓口）
・福島県母子家庭等就業・自立支援センター（(株）トーネット内）
電話 0120-650-110
・市役所又は町村役場

母子自立支援プログラム策定等事業（実施していない市町村があります。）

（支援概要）
福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

（対象要件等）
・原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

（専門窓口）
・福島県こども未来局児童家庭課　電話 024-521-7176
・市役所又は町村役場

児童手当

（支援概要）
以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

・市町村内に住所があり、高校生年代（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

児童扶養手当

（支援概要）

以下の対象要件等に該当する児童を監護する母、父又は父母にかわってその児童を養育する者に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

市町村内に居住地を有し、18 歳に達する日以降の最初の３月 31 日までの間にあり（20 歳未満で政令で定める程度の障がいを有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父又は父母にかわってその児童を養育する者

・父母が婚姻を解消した児童
・父又は母が死亡した児童
・父又は母に 1 年以上遺棄されている児童
・父又は母が一定の障がいを有する児童
・父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
・父又は母が 1 年以上拘禁されている児童
・母が婚姻によらないで懐胎した児童　など

ただし、請求者や扶養義務者（請求者の両親や兄弟姉妹等）の所得により、手当の全額あるいは一部が支給されない場合があります。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

障害児福祉手当

（支援概要）、（対象要件等）

身体又は精神に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の方に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として、福祉の向上を図るため手当を支給します。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

特別児童扶養手当

（支援概要）、（対象要件等）

精神又は身体に中度又は重度の障がいを有する 20 歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人等に対し、手当を支給します。

（専門窓口）
　市役所又は町村役場

要保護及び準要保護児童生徒援助費
（支援概要）
　経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。
（対象要件等）
・市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方
（専門窓口）
　市役所又は町村役場

幼児教育・保育の無償化
（支援概要）
　幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子供たち、住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子供たちの利用料が無料とされます。
（専門窓口）
　詳しくは市町村（市役所又は町村役場）にお問い合わせください。

多子世帯保育料軽減（実施していない市町村があります）
（支援概要）
　保育所、認定こども園などを利用する多子世帯について、０歳児から２歳児にかかる保育料の一部又は全部が減免されます。
（専門窓口）
　詳しくは市町村（市役所又は町村役場）にお問い合わせください。

一時預かり事業（実施していない市町村があります。）
（支援概要）
　様々な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合、保育所等において一時的に子どもを預けることができます。
（対象要件等）
　現在、どこの保育所にも入所しておらず、集団保育が可能な就学前の児童で以下のいずれかの条件に該当する児童
・保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由で緊急・一時的に家庭における育児が困難となる児童
・保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的理由により一時的に

保育が必要となる児童

（専門窓口）

市役所又は町村役場

ファミリー・サポート・センター（実施していない市町村があります。）

（支援概要）

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。ただし、ファミリー・サポート・センターにより取り扱い（事業内容、対象年齢等）が異なります。

以下のような事業を実施しています。

・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。

・保育施設までの送迎を行う。

・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。

・買い物等外出の際、子どもを預かる。

※　利用料が必要です。

（対象要件等）

登録をした会員

（登録のための窓口）

設置している市役所又は町村役場、もしくは、利用されるファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

子育て短期支援（ショートステイ）事業（実施していない市町村があります。）

（支援概要）

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

※　利用料を負担していただきます。

（対象要件等）

以下の事由に該当する家庭の児童

・児童の保護者の疾病

・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由

・出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

・冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

・経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

※　実施している市町村によって対象要件が異なります。

（専門窓口）

詳しくは市町村（市役所又は町村役場）にお問い合わせください。

無料法律相談（実施していない市町村があります。）

（支援概要）

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

（専門窓口）

市役所又は町村役場

※　社会福祉協議会等で実施している市町村があります。

住民票の写しの交付等の制限

（支援概要）

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待またはこれらに準ずる行為から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票の写しや戸籍の附票の写しなどの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。なお、提出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（対象要件等）

・市町村の住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方

・配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれのある方、また、ストーカー行為等の被害者であり、反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察等に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方、又は児童虐待等の被害者であり、児童相談所等の関係機関へ相談等をしている方

（専門窓口）

市役所又は町村役場

## （３）　福島県警察本部

（組織の紹介）

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

被害者の手引の作成・配布

（支援概要）

刑事手続の概要、捜査への御協力のお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関･窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成・配布しています。

（対象要件等）

・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

（専門窓口）

・福島県警察本部 警務部県民サービス課 犯罪被害者支援室
電話 024-522-2151

・各警察署の警務課（係）、生活安全課（係）、刑事課（係）、交通課（係）

被害者連絡制度

（支援概要）

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

（対象要件等）

・殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

・ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

（専門窓口）

各警察署の生活安全課（係）、刑事課（係）、交通課（係）

地域警察官（交番・駐在所等に勤務する制服警察官）による被害者訪問・連絡活動

（支援概要）

犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。また、被害の態様等によっては、必要に応じて、パトロールや女性の警察官による訪問・連絡活動を行います。

（対象要件等）

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

（専門窓口）

各警察署の刑事課（係）、地域課（係）

各種相談窓口

（支援概要）

住民からの各種要望及び相談に応じる窓口として、警察本部に警察安全相談室を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談等個別の相談窓口を設けています。

（相談窓口）

| 名称 | 実施場所 | 電話・FAX 番号 | 開設時間 |
|---|---|---|---|
| 警察安全相談 | 県警察本部 | ♯（シャープ）9110<br>（携帯電話又はプッシュ回線に限ります）<br>電話 024-525-8055 | 【電話相談】<br>平日 月～金※<br>9:00～17:00<br>【面接相談】<br>平日 月～金※<br>9:00～17:00<br>お急ぎの相談は、最寄りの警察署に電話をおかけください。 |
| いじめ 110 番 | | 電話 0120-795-110 | |
| ヤングテレホン | | 電話 024-525-8060 | |
| 性犯罪被害 110 番 | | 電話 0120-50-3732 | 24 時間<br>土日・祝日及び執務時間外は県警本部当直で対応します。 |

※　土・日・祝日・年末年始は除きます。

カウンセリング

（支援概要）

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置、精神科医や民間のカウンセラーとの連携などにより、犯罪被害者等のための相談・カウンセリングを実施しています。

（専門窓口）

・福島県警察本部 警務部県民サービス課 犯罪被害者支援室　電話 024-522-2151

・各警察署の警務課（係）

犯罪被害給付制度

（支援概要）

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の３種類があります。

・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

・「重傷病給付金」：重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給

・「障害給付金」：障害等級第１級～１４級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給

（対象要件等）

・亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族

・重傷病（療養の期間が１月以上で、かつ、入院３日以上を要する負傷又は疾病（ＰＴＳＤ等の精神疾患については、療養の期間が１月以上で、かつ、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度の疾病））を負った犯罪被害者本人

・障害等級第１級～１４級の障害が残った犯罪被害者本人

ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

（専門窓口）

・福島県警察本部 警務部県民サービス課 犯罪被害者支援室　電話 024-522-2151

・各警察署の警務課（係）

診断書等経費の公費負担

（支援概要）

身体犯等の事件立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で支出しています。

なお、被害の状況によっては、適用されない場合があります。

（対象要件等）

傷害等身体犯の被害者

（専門窓口）

・福島県警察本部 警務部県民サービス課 犯罪被害者支援室　電話 024-522-2151

・各警察署の警務課（係）

再被害防止

（支援概要）

犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等の措置を実施しています。

（対象要件等）

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

（専門窓口）

各警察署の生活安全課（係）、刑事課（係）

性犯罪被害者への支援

（支援概要）

犯罪被害者等が希望する性別の警察官による捜査、性犯罪被害相談窓口の設置、交番・鉄道警察隊における女性被害相談所の設置、証拠採取における配慮、緊急避妊等

の経費負担（初診料、診断書料、緊急避妊費用など）等を行っています。

なお、緊急避妊等の経費負担は被害の状況によっては適用されない場合があります。

（専門窓口）

・福島県警察本部 警務部県民サービス課 犯罪被害者支援室 電話 024-522-2151

・各警察署の警務課（係）

・性暴力等被害救援協力機関（「ＳＡＣＲＡふくしま」）

※　県警察・公益社団法人ふくしま被害者支援センター・福島県産婦人科医会・福島県・福島県教育委員会の五者が相互に連携・協力し、性暴力等被害者を支援するネットワーク

電話「ＳＡＣＲＡホットライン」024-563-3722　又は　＃8891

月～金（09:00～17：00）　※　土・日・祝日・年末年始は除きます。

上記時間以外は、国の夜間休日コールセンターに接続されます。

ふくしま被害者支援センターの支援員が電話対応します。

被害少年への支援

（支援概要）

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言・指導やカウンセリングによる支援等を行っています。

（専門窓口）

・福島県警察本部 生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンター
電話 024-522-2151

・各警察署の生活安全課（係）

・いじめ 110 番　電話 0120-795-110

・ヤングテレホン　電話 024-525-8060

子ども虐待への対応

（支援概要）

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年相談専門職員、少年補導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

（専門窓口）

・福島県警察本部 生活安全部人身安全・少年課　電話 024-522-2151

・各警察署の生活安全課（係）

・いじめ 110 番　電話 0120-795-110

・ヤングテレホン 電話 024-525-8060

暴力団員等による不当な要求行為に対する対応

（支援概要）

被害者からの申出の内容に応じて、暴力的要求行為等によって中止命令を受けた暴力団員等への連絡や暴力団員等の連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所として警察施設の供用などの支援を行っています。

（専門窓口）

・福島県警察本部 刑事部組織犯罪対策課　電話 024-522-2151

・各警察署の刑事課（係）

交通事故被害者への支援

（支援概要）

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

（専門窓口）

・福島県警察本部 交通部交通指導課　電話 024-522-2151

・各警察署の交通課（係）

配偶者からの暴力事案に対する対応

（支援概要）

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

（専門窓口）

・福島県警察本部 生活安全部人身安全・少年課　電話 024-522-2151

・各警察署の生活安全課（係）

ストーカー事案に対する対応

（支援概要）

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

（専門窓口）

・福島県警察本部 生活安全部人身安全・少年課　電話 024-522-2151

・各警察署の生活安全課（係）

被害者等の一時避難場所の確保に係る公費負担

（支援概要）

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

（対象要件等）

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

（専門窓口）

・福島県警察本部 警務部県民サービス課 犯罪被害者支援室　電話 024-522-2151

・各警察署の警務課（係）

遺体搬送に関する経費の公費負担

（支援概要）

司法解剖が行われた場合、死化粧程度に遺体を修復するための経費や遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担しています。

なお、事案の内容によっては、適用されない場合があります。

（専門窓口）

・福島県警察本部 警務部県民サービス課 犯罪被害者支援室　電話 024-522-2151

・各警察署の警務課（係）

**福島県警察本部 警務部県民サービス課 犯罪被害者支援室**

〒960-8686　福島市杉妻町 5-75（福島県警察本部庁舎 1 階）

電話 024-522-2151

福島県警察ホームページ　https://www.police.pref.fukushima.jp/

被害者支援のページ

https://www.police.pref.fukushima.jp/08.soudan/-higaisyasien/s.html

※　福島県警察本部では、パンフレット「犯罪の被害者とその家族のために」（被害者の手引）を作成しています。

| 警察署名 | 電話番号 | 所　在　地 |
|---|---|---|
| 警察本部 | 024-522-2151 | 〒960-8686 福島市杉妻町 5 番 75 号 |
| 警察本部県民ｻｰﾋﾞｽ課 | 024-522-2151 | 〒960-8686 福島市杉妻町 5 番 75 号 |
| 福　島 | 024-522-2121 | 〒960-8101 福島市上町 7 番 31 号 |
| 川俣分庁舎 | 024-566-3121 | 〒960-1406 伊達郡川俣町大字鶴沢字下中島 20 番地の 2 |
| 福島北 | 024-554-0110 | 〒960-0231 福島市飯坂町平野字江合 2 番地の 8 |
| 桑折分庁舎 | 024-582-2151 | 〒969-1643 伊達郡桑折町大字谷地字形土 15 番地の 2 |
| 伊　達 | 024-575-2251 | 〒960-0634 伊達市保原町大泉字大地内 61 番地の 4 |
| 二本松 | 0243-23-1212 | 〒964-0906 二本松市若宮二丁目 163 番地の 5 |
| 郡　山 | 024-922-2800 | 〒963-8842 郡山市字城清水 23 番地 |
| 郡山北 | 024-991-0110 | 〒963-8047 郡山市富田東三丁目 109 番地 |
| 本宮分庁舎 | 0243-33-3110 | 〒969-1149 本宮市本宮字万世 172 番地の 1 |

| | | |
|---|---|---|
| 須賀川 | 0248-75-2121 | 〒962-0831 須賀川市八幡町 19 番地の 7 |
| 白　河 | 0248-23-0110 | 〒961-0971 白河市昭和町 226 番地の 2 |
| 石　川 | 0247-26-2191 | 〒963-7846 石川郡石川町字長久保 185 番地の 2 |
| 棚　倉 | 0247-33-0110 | 〒963-5663 東白川郡棚倉町大字流字森ノ内 59 番地の 1 |
| 田　村 | 0247-62-2121 | 〒963-7704 田村郡三春町大字熊耳字下荒井 194 番地 |
| 小野分庁舎 | 0247-72-2121 | 〒963-3401 田村郡小野町大字小野新町字小太内 13 番地 |
| 会津若松 | 0242-22-5454 | 〒965-0021 会津若松市山見町 248 番地 |
| 会津美里分庁舎 | 0242-54-2055 | 〒969-6262 大沼郡会津美里町字鹿島 3057 番地の 1 |
| 猪苗代 | 0242-63-0110 | 〒969-3121 耶麻郡猪苗代町字梨木西 100 番地の 1 |
| 喜多方 | 0241-22-5111 | 〒966-0015 喜多方市関柴町上高額字宮越 537 番地の 10 |
| 会津坂下 | 0242-83-3451 | 〒969-6551 河沼郡会津坂下町字舘ノ下 311 番地 |
| 南会津 | 0241-62-1140 | 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字大坪 54 番地の 1 |
| いわき中央 | 0246-26-2121 | 〒973-8402 いわき市内郷御厩町四丁目 148 番地 |
| 常磐分庁舎 | 0246-43-2168 | 〒972-8318 いわき市常磐関船町二丁目 15 番地の６ |
| いわき東 | 0246-54-1111 | 〒971-8151 いわき市小名浜岡小名字御代坂 19 番地 |
| いわき南 | 0246-63-2141 | 〒974-8261 いわき市植田町南町一丁目 6 番 6 号 |
| 南相馬 | 0244-22-2191 | 〒975-0033 南相馬市原町区高見町一丁目 262 番地 |
| 双　葉 | 0240-22-2121 | 〒979-1112 双葉郡富岡町中央二丁目 19 番地 |
| 浪江分庁舎 | 0240-34-2141 | 〒979-1521 双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目 18 番地の 1 |
| 相　馬 | 0244-36-3191 | 〒976-0037 相馬市中野字寺前 203 番地の 1 |

## （４） 海上保安庁 福島海上保安部

（組織の紹介）

福島海上保安部は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

被害者連絡制度

（支援概要）

捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。

（対象要件等）

海上犯罪における刑法（身体）犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

（専門窓口）

福島海上保安部　管理課　電話 0246-53-7112

犯罪被害者等支援制度

（支援概要）

犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、事情聴取を始めとする関係先への付添い、捜査手続き等の説明、各種相談機関及び犯罪被害者等支援関係機関等の紹介、犯罪被害者等からの相談への対応等ニーズに即した支援を行っています。

（対象要件等）

海上犯罪における刑法（身体）犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

（専門窓口）

福島海上保安部　管理課　電話 0246-53-7112

解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

（支援概要）

司法解剖後のご遺体の縫合痕の修復やご遺体を搬送する際の費用の一部を公費により負担しています。

（対象要件等）

海上犯罪における刑法（身体）犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族

（専門窓口）

福島海上保安部　管理課　電話 0246-53-7112

その他の支援

（支援概要）

事情聴取における配慮

事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全確保、精神的負担の軽減等に配慮し、安心して事情聴取に応じられるよう必要な措置を講じています。また、性犯罪等の被害者については、状況に応じて女性海上保安官による事情聴取や付添いを行う等精神的負担の緩和に努めています。

（対象要件等）

海上犯罪における刑法（身体）犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

（専門窓口）

福島海上保安部　管理課　電話 0246-53-7112

**海上保安庁 第二管区海上保安本部 福島海上保安部**

〒971-8101　いわき市小名浜辰巳町 66　小名浜港湾合同庁舎

電話 0246-53-7112　FAX 0246-53-7113

ホームページ　https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/fukushima/

※海上保安庁のホームページには、パンフレット「犯罪被害者等への支援」が掲載されています。

https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigaisyasiennsiryou.pdf

## （５） 法テラス福島 ： 日本司法支援センター福島地方事務所

（組織の紹介）

法テラスは、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。犯罪の被害にあわれた方やその家族などが、必要な支援を途切れることなく受けられるように、次の業務を行っています。

① 犯罪被害者支援を行っている機関・団体、刑事手続きの仕組み、損害の回復や苦痛の軽減を図るための制度などに関する情報の提供
② 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
③ ＤＶ等被害者法律相談援助業務
④ 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務
⑤ 被害者参加旅費等支給業務
⑥ 犯罪被害者等法律援助業務

### ① 犯罪被害者支援に関する情報の提供

（支援概要）

法テラス犯罪被害者支援ダイヤルや法テラス福島において、犯罪被害者支援の研修を受けた担当者が、二次被害を与えることがないように被害者等の心情に配慮しながら、損害の回復や苦痛の軽減につながる法制度や適切な相談窓口の情報提供を行っています。

（対象要件等）

利用要件はありません。フリーダイヤルを除き、通話料をご負担いただきます。

（電話番号）

0120－079714（「なくことないよ」）

利用時間 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00

ＰＨＳ・ＩＰ電話からは、03-6745-5601

### ② 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

（支援概要）

個々の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。

（対象要件等）

利用要件はありません。ご要望や状況に応じて別のご案内をする場合があります。

### ③ ＤＶ等被害者法律相談援助業務

（支援概要）

ＤＶ、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方（被害を受けるおそれのある方

を含む。）を対象に、刑事・民事を問わず、いち早く弁護士との法律相談を実施できる制度です。

（対象要件等）

資力にかかわらず、どなたでもご利用いただけますが、お持ちの資産が300万円以下の方は相談料が無料に、300万円を超える場合は相談時間60分未満5,500円、60分以上11,000円をお支払いいただきます。

④　国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

（支援概要）

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請求を受けて、これを裁判所に通知するとともに、その意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

（対象要件等）

・殺人、傷害、性犯罪、自動車運転過失致死傷等の被害を受けた被害者や直系親族などで、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方（被害者参加人）であること

・資力（現金・預金等）に関する基準額（200万円未満）に該当すること（6か月以内に犯罪行為を原因として治療費などの費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。）

⑤　被害者参加旅費等支給業務

（支援概要）

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に対し国がその旅費等を支給する制度であり、全ての被害者参加人が支給を受けることができます。請求先は裁判所ですが、法テラスでは旅費等の算定及び送金事務などを行っています。

⑥犯罪被害者等法律援助業務

（支援概要）

対象となる犯罪の被害にあわれた方やその家族などが、刑事・民事・行政その他の様々な手続きについて、弁護士による法律相談や法律事務等を原則として無料で受けられる制度であり、令和8年1月13日から運用を開始しました。

（対象要件等）

・対象となる犯罪は、(1) 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪（殺人、傷害致死、強盗致死、危険運転致死等。未遂を含む)、(2) 刑法における一定の性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ、監護者性交等。未遂を含む。)、(3) 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪（傷害、危険運転致傷等）で、治療期間が３カ月以上又は一定の後遺障害（障害等級第1級～14 級）の被害を受けた場合における当該犯罪

・令和8年1月13日以降に被害にあわれた方

・被害者本人が亡くなった場合などには、家族などが利用できる場合がある
・申込者とその配偶者の現金・預貯金等を合算した額から、被害回復に要する療養費などを除き、残った額が300万円以下であること

● 弁護士費用等に関するその他の援助制度

経済的に余裕がなく、資力などについて一定の要件に該当する被害者等は、以下の制度を利用することができます。

民事法律扶助制度

（支援概要）

民事裁判等手続に関する援助として、無料で法律相談を行い、弁護士費用などの立替えを行います。

※　費用は、原則として毎月分割で償還（お支払）していただきます（無利息）。

（対象要件等）

・収入等が一定額以下であること
・勝訴の見込みがないとはいえないこと（法律相談についてはこの条件は不要です）
・民事法律扶助の趣旨に適すること

（法律相談日等）

法テラス福島の法律相談日　毎週木曜日（祝日を除く）

※　法律相談は事前予約制です。WEB及び電話で予約を受け付けています。

日弁連委託援助業務

（支援概要）

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用などの援助を行います。

※　要した費用について、負担をしていただく場合があります。

（対象要件等）

・生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた方又はその親族若しくは遺族の方
・収入等の要件に該当すること
・弁護士に依頼する必要性・相当性があること

**法テラス福島（日本司法支援センター 福島地方事務所）**

〒960-8131　福島市北五老内町 7-5　イズム 37 ビル 4 階

電話 0570－078370

**法テラス犯罪被害者支援ダイヤル**

犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714（「なくことないよ」）
法テラス犯罪被害者支援専用ウェブページ

## （６） 公益社団法人 ふくしま被害者支援センター（民間被害者支援団体）

（組織の紹介）

犯罪、交通事故等の被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、被害者等の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、再び平穏な生活を営むことができるよう無償で支援活動を行う団体です。

電話相談・面接相談

（支援概要）

被害者支援について専門的な研修を受けた相談員による継続的な相談を行っています。必要に応じて、弁護士会、検察庁などの関係機関・団体等との連携を密にした支援活動を行います。

（電話相談）

・犯罪や事故の被害に関する相談

電話番号：024-563-3724

受付時間：月曜日～金曜日　9:00～17:00

※　土・日・祝日・年末年始は除きます。

・性暴力被害に関する相談（ＳＡＣＲＡふくしま）

電話番号：024-563-3722　又は　＃8891

受付時間：月曜日～金曜日　9:00～17：00

※　土・日・祝日・年末年始は除きます。

上記時間以外は、国の夜間休日コールセンターに接続されます。

（面接相談）

・面接相談は、事前予約が必要です。

・直接的支援は、事前予約が必要です。

自助グループへの支援

（支援概要）

犯罪や交通事故による被害者、その遺族の方々の集まりです。

これまで声にすることができなかった思いや苦労を遠慮なく話し合える交流の場を提供します。

（対象要件等）

・犯罪や交通事故により被害にあわれた方、犯罪被害者遺族

（相談電話）

024-563-3724

（受付時間）

平日　9:00～17:00（土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く）

※　話してみたい方、参加ご希望の方は、事前に電話連絡をして下さい。

**公益社団法人 ふくしま被害者支援センター**

（福島県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」）

（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟）

〒960-8041　福島市大町 4-15　チェンバおおまち 4 階

事務局電話・FAX 024-523-1550

ホームページ　http://www.vsc-fukushima.net/

## （7）　公益財団法人 犯罪被害救援基金

（組織の紹介）

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金給与事業

（支援概要）

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金を給与します（給与のため返済の必要はありません）。

（対象要件等）

以下の各要件に当てはまる方

・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟

・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟

・学校に在学し（大学院を除く）、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支払いが困難であると認められる子弟

生活の指導・相談事業

（支援概要）

犯罪被害により受けた精神的被害の緩和に努めています。

※　通話料はかかります。

（対象要件等）

奨学生、その保護者

（専門窓口）

電話相談コーナー　03-5226-1021

**公益財団法人 犯罪被害救援基金**

〒102-0093　東京都千代田区平河町 2-3-6　平河町共済ビル内

電話 03-5226-1020　FAX 03-5226-1023

パンフレット：「犯罪被害救援基金の概要」

## （８） 福島地方裁判所・福島簡易裁判所

（組織の紹介）

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

裁判の優先的傍聴

（支援概要）

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮します。

（対象要件等）

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所

事件記録の閲覧・コピー

（支援概要）

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます（第１回公判期

日後から事件確定前まで)。

※　閲覧・コピーの手数料として1回につき150円分の収入印紙（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

（対象要件等）

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所

意見陳述

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

（→P.74参照）

証言する場合の不安等緩和措置

（支援概要）

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間につい立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

（申出先）

検察官（刑事事件のみ）または事件を審理している裁判所

被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（→P75参照）

被害者参加制度（刑事裁判への参加）

（支援概要）

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP.63参照）は、

国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。
（→P.74 参照）

損害賠償命令制度

（支援概要）

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※　申立手数料として 2,000 円分の収入印紙と、書類の送付用として、別途郵便料金が必要です。

（対象要件等）

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

・被害者

・被害者の一般承継人（相続人など）

（申出先）事件を審理している地方裁判所

刑事和解

（支援概要）

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※　申立手数料として 2,000 円分の収入印紙が必要です。

（対象要件等）

・被害者

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）事件を審理している裁判所

**福島地方裁判所・福島簡易裁判所**

〒960-8512　福島市花園町 5-38　電話 024-534-2359（代表）

※裁判所ホームページでは、被害者のための諸制度を紹介しています。

●「裁判所における犯罪被害者保護施策」

●パンフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」

https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/

からご覧ください。

| 裁判所名 | 電話番号 | 所在地 |
|---|---|---|
| 福島地方裁判所<br>福島簡易裁判所 | 024-534-2359 | 〒960-8512<br>福島市花園町 5-38 |
| 福島地方裁判所<br>相馬支部<br>相馬簡易裁判所 | 0244-36-5143 | 〒976-0042<br>相馬市中村字大手先 48-1 |
| 福島地方裁判所<br>郡山支部<br>郡山簡易裁判所 | 024-932-5823 | 〒963-8566<br>郡山市麓山 1-2-26 |
| 福島地方裁判所<br>白河支部<br>白河簡易裁判所 | 0248-22-5612 | 〒961-0074<br>白河市郭内 146 |
| 棚倉簡易裁判所 | 0247-33-3458<br>（代表） | 〒963-6131<br>東白川郡棚倉町大字棚倉字南町 78-1 |
| 福島地方裁判所<br>会津若松支部<br>会津若松簡易裁判所 | 0242-26-5768 | 〒965-8540<br>会津若松市追手町 6-6 |
| 田島簡易裁判所 | 0241-62-0211<br>（代表） | 〒967-0004<br>南会津郡南会津町田島字後原甲 3483-3 |
| 福島地方裁判所<br>いわき支部<br>いわき簡易裁判所 | 0246-22-1338 | 〒970-8026<br>いわき市平字八幡小路 41 |
| 福島富岡簡易裁判所<br>（事務移転） | ・刑事事件に関する事務<br>いわき簡易裁判所　0246-22-1338<br>・民事事件（民事訴訟、民事調停及び支払督促等）に関する事務を含むその余の事務<br>郡山簡易裁判所　024-932-5697 | |

## （９） 福島家庭裁判所

（組織の紹介）

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。

事件記録の閲覧・コピー

（支援概要）

少年や関係者のプライバシーに深く関わるものなどを除き、原則として、少年事件に関する事件記録の閲覧、コピーをすることができます。

※　閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

（対象要件等）

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所または審理した裁判所

意見陳述

（支援概要）

少年事件において、少年の処分が決まるまでの間であれば、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

（対象要件等）

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所

審判結果の通知

（支援概要）

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

（対象要件等）

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判状況の説明

（支援概要）

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

（対象要件等）

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所または審理した裁判所

審判傍聴

（支援概要）

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険のある傷害を負ったりした事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができます。

（対象要件等）

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷等の一定の重大事件によって

1　被害者が亡くなった場合

・亡くなった方の御遺族（配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹）

2　被害者が生命に重大な危険のある傷害を負った場合

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系親族、兄弟姉妹

（申出先）

事件を審理している裁判所

**福島家庭裁判所**

〒960-8512　福島市花園町 5-38　電話 024-534-2156（代表）

※裁判所ホームページでは、被害者のための諸制度を紹介しています。

●「裁判所における犯罪被害者保護施策」

●パンフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ」

●パンフレット「少年犯罪によって被害を受けた方へ～少年審判の傍聴について～」

https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/　からご覧ください。

| 裁判所名 | 電話番号 | 所在地 |
|---|---|---|
| 福島家庭裁判所 | 024-534-2156<br>（代表） | 〒960-8512<br>福島市花園町 5-38 |
| 福島家庭裁判所<br>相馬支部 | 0244-36-5141<br>（代表） | 〒976-0042<br>相馬市中村字大手先 48-1 |

| | | |
|---|---|---|
| 福島家庭裁判所<br>郡山支部 | 024-932-5656<br>（代表） | 〒963-8566<br>郡山市麓山 1-2-26 |
| 福島家庭裁判所<br>白河支部 | 0248-22-5555<br>（代表） | 〒961-0074<br>白河市郭内 146 |
| 福島家庭裁判所<br>棚倉出張所 | 0247-33-3458<br>（代表） | 〒963-6131<br>東白川郡棚倉町大字棚倉字南町 78-1 |
| 福島家庭裁判所<br>会津若松支部 | 0242-26-5725<br>（代表） | 〒965-8540<br>会津若松市追手町 6-6 |
| 福島家庭裁判所<br>田島出張所 | 0241-62-0211<br>（代表） | 〒967-0004<br>南会津郡南会津町田島字後原甲 3483-3 |
| 福島家庭裁判所<br>いわき支部 | 0246-22-1321<br>（代表） | 〒970-8026<br>いわき市平字八幡小路 41 |

## （１０） 福島地方検察庁

（組織の紹介）

刑事事件について、その犯罪の捜査を行い、罪を犯した人を裁判にかけるか否かを決めます。裁判にしたときには裁判に立ち会って、事件の真相を明らかにし、適正な刑罰が科されるように努めています。

被害を受けた方々が気軽に被害相談等の問合せを行えるように、全国の地方検察庁に被害者支援員を配置し、被害者ホットラインを設けています。

### 被害者支援員による支援

（支援概要）

被害を受けた方々からの様々な相談に応じたり、事件に関する各種通知、事件記録の閲覧などの各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて様々な支援を行っている関係機関・団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。

（専門窓口）

福島地方検察庁の被害者ホットライン　電話・FAX 024-534-5135

※平日 9:00～17:00（時間外は、留守番電話またはファックスをご利用願います）

※被害者支援員が応対いたします。直接会って相談したい場合も、まず電話で御連絡ください。

※各地方検察庁設置の被害者ホットライン連絡先は、以下のホームページを御確認ください。

・検察庁のホームページ　https://www.kensatsu.go.jp/

・法務省のホームページ　https://www.moj.go.jp/

### 被害者等通知制度

（支援概要）

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪判決確定後の刑事

施設における加害者の処遇状況、加害者が刑事施設から出所した年月日等をお知らせします。

（対象要件等）

・被害者

・被害者の親族又はそれに準ずる者

（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）

・目撃者その他の参考人等（一部の通知を除く。）

（申出先）

事件を取り扱った検察庁

再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

（支援概要）

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合にのみ加害者の釈放予定等を通知します。

（申出先）

事件を取り扱った検察庁

確定記録の閲覧

（支援概要）

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

なお、裁判書以外の記録の閲覧可能期間は、原則として裁判が確定した後３年間となっています。

※　閲覧手数料として収入印紙 150 円が必要です。

（申出先）

事件を取り扱った検察庁（確定した刑事裁判の第一審判決言渡裁判所に対応する検察庁）

不起訴記録の閲覧

（支援概要）

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（下記「刑事裁判への参加（被害者参加制度）」参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

また、それ以外の事件の被害者等についても、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

（申出先）
事件を取り扱った検察庁

意見陳述
（支援概要）
あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。
（対象要件等）
・被害者
・被害者の法定代理人（親権者など）・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹
（申出先）
事件を取り扱った検察庁

刑事裁判への参加（被害者参加制度）
（支援概要）
あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。
※　被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、日本司法支援センター（法テラス）から旅費、日当など（被害者参加旅費等）が支払われる制度があります。
（対象要件等）
殺人、傷害、不同意性交、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について
・被害者
・被害者の法定代理人（親権者など）
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹
ただし、平成20年12月1日以降に起訴された事件
（申出先）
事件を取り扱った検察庁
・国選被害者参加弁護士の選定を求める場合は、日本司法支援センター（法テラス）へ
●法テラス福島　電話0570-078370（平日9:00～17:00）
※　土曜日、日曜日及び祝日は業務を行っておりません。

被害者に関する情報の保護

（支援概要）

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

（対象要件等）

・被害者
・被害者の法定代理人（親権者など）
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（親や子など）、兄弟姉妹

（申出先）

事件を取り扱った検察庁

被害回復給付金支給制度

（支援概要）

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

（対象要件等）

・刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等

（申出先）

支給手続を行うものとして公告された検察官が所属する検察庁

**福島地方検察庁**

〒960-8017　福島市狐塚 17　福島法務合同庁舎　電話 024-534-5131

被害者ホットライン　電話・FAX 024-534-5135

※　時間外は、留守番電話またはファックスをご利用願います。

※　検察庁では、パンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成しています。
以下の法務省のホームページで御覧いただくことが可能です。
https://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijill.html

## （１１） 福島県弁護士会

（組織の紹介）

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

### 法律相談センター

（支援概要）

犯罪被害者等に弁護士による法律相談（面接相談）を行います。また、示談交渉、民事訴訟の提起、告訴手続等、捜査機関・司法機関（検察官から被害者への説明や裁判傍聴の同行など）・マスコミ等への対応、捜査機関及び司法機関からの情報収集など様々です。

※　相談料は 30 分 5,500 円（内消費税 500 円）です。

※　法律相談は予約が必要です。

※　法律相談は土曜日・日曜日・祝日を除きます。

（専門窓口）

| 法律相談センター | 電話番号 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 福島法律相談センター | 024-536-2710 | 予約受付時間　毎週火曜・水曜・木曜<br>9 時～15 時（祝日を除く） |
| 郡山法律相談センター | 024-936-4515 | 予約受付時間　毎週月曜～金曜<br>9 時 30 分～11 時 30 分、13 時 30 分～15 時 30 分（祝日を除く） |
| いわき法律相談センター | 0246-22-1320 | 予約受付時間　毎週月曜～金曜<br>9 時～17 時（祝日を除く） |
| 会津若松法律相談センター | 0242-27-0264 | 予約受付時間　毎週月曜～金曜<br>9 時 30 分～17 時（祝日を除く） |
| 白河法律相談センター | 0248-22-3381 | 予約受付時間　毎週月曜～金曜<br>10 時～16 時（祝日を除く） |
| 相馬法律相談センター | 0244-36-4789 | 予約受付時間　毎週月曜～金曜<br>9 時 30 分～15 時（祝日を除く） |

### 子ども相談窓口

（支援概要）

児童虐待、性犯罪被害などの犯罪被害を含め子どもにかかわる法律相談全般に対応しています。相談方法は、利用者の希望に応じ、電話・面談のいずれも可能です。初回相談料は無料です。

（専門窓口）

電話番号　024-533-8080

受付時間　午前 10 時～午後 4 時 30 分　※　土日、祝祭日を除く平日のみ。

弁護士による子ども SNS 相談

（支援概要）

子ども本人（20 歳未満の方）が、学校のこと、いじめのこと、友だちとのトラブルなどにつき、弁護士に LINE で相談できます。

（実施日時）

不定期開催（年間 6 日間程度）

※　令和 8 年度の開催日は下記の通り。

令和 8 年 6 月 15 日(月)、7 月 15 日(水)、9 月 7 日(月)、11 月 18 日(水)

令和 9 年 1 月 18 日(月)、3 月 17 日(水)

いずれも午後 6 時～8 時(最終受付 7 時 30 分)

（相談方法）

下記の QR コードから友達登録の上、実施日に受付手続をおとりください。

**福島県弁護士会**

〒960-8115　福島市山下町 4 番 24 号　福島県弁護士会館

電話 024-534-2334　FAX 024-536-7613

ホームページ https://www.f-bengoshikai.com/

## （１２） 福島県司法書士会

（組織の紹介）

福島県内に事務所を有する司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産の相続、売買や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140 万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出する書類の作成、成年後見事務等を業務としています。

総合相談センター

（支援概要）

犯罪被害にあった後の今後の対応についての助言や刑事手続に関する情報提供、告訴状や告発状の書類作成を行います。請求内容が 140 万円以下のものであれば、加害者に対し裁判外での示談交渉や損害賠償・慰謝料等の請求を行うほか、簡易裁判所を通してこれらの請求を行います。

※　下記の各相談センターで毎月無料相談会を開催しています。開催日、会場は福島県司法書士会ホームページで確認いただくか、電話でお問合せください。なお、完全予約制ですので、事前に予約をお願いします。ホームページからのＷＥＢ予約も受け付けております。

（専門窓口）

| 相談センター名 | 予約電話番号 |
|---|---|
| 福島司法書士総合相談センター | 0120-81-5539 |
| 郡山司法書士総合相談センター | |
| あいづ司法書士総合相談センター | |
| 白河司法書士総合相談センター | |
| いわき司法書士総合相談センター | |
| 相双司法書士総合相談センター（南相馬） | |
| 相双司法書士総合相談センター（双葉郡） | 0240-23-6454 |

**福島県司法書士会**
〒960-8022　福島市新浜町６番28号　福島県司法書士会館
電話 024-534-7502　FAX 024-531-1271
ホームページ https://fk-shiho.com/

## （１３）　矯正管区

（組織の紹介）

法務省矯正局の地方支分部局として全国８か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所が適切に管理運営されるよう指導・監督を行っています。

### 被害者等通知制度

（支援概要）

被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知制度についての質問に対する説明等を行っています。

### 心情等聴取・伝達制度

（支援概要）

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する説明等のほか、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、刑事施設で受刑中又は少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望す

る旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類の受付を行っています。

（対象要件等）

・加害者が受刑中又は在院中であること
・被害者
・被害者の法定代理人
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

（申出先）

・受刑者～全国の矯正管区又は刑事施設
・在院者～全国の矯正管区、少年院又は少年鑑別所

**東北矯正管区**
〒984-0825　仙台市若林区古城 3-23-1　電話 022-286-0750

## （１４） 刑事施設

（組織の紹介）

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

### 心情等聴取・伝達制度

（支援概要）

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する説明等を行っています。また、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、刑事施設で受刑中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類の受付等を行い、被害者等からそのお気持ちなどをお聴きするとともに、ご希望により、これを加害者に伝達します。

（対象要件等）

・加害者が受刑中であること
・被害者
・被害者の法定代理人
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

（申出先）

受刑者～全国の矯正管区又は刑事施設

加害者との外部交通に関する相談

（支援概要）

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する問合せに対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

**福島刑務所**

〒960-8254　福島市南沢又字上原１　電話 024-558-5070

**福島刑務支所**

〒960-8536 福島市南沢又字水門下 66 電話 024-558-5040

## （１５）少年院

（組織の紹介）

家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を起こさないよう、健全な育成及び円滑な社会復帰を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援を行う法務省所管の施設です。

被害者等通知制度

（支援概要）

少年院送致の保護処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年が収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

（対象要件等）

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

・以上の者から委託を受けた弁護士

心情等聴取・伝達制度

（支援概要）

刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取･伝達制度に関する説明等を行っています。また、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類の受付等を行い、被害者等からそのお気持ちなどをお聴きするとともに、ご希望により、これを加害者に伝達します。

（対象要件等）

・加害者が在院中であること

・被害者
・被害者の法定代理人
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

（申出先）
在院者～全国の矯正管区、少年院又は少年鑑別所

（申出先）
**福島少年鑑別所**
〒960-8254　福島市南沢又字原町越 4-14　電話 024-559-4321

## （１６）少年鑑別所

（組織の紹介）
主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について鑑別等を行う法務省所管の施設です。その結果は、家庭裁判所に送付され、審判のほか、少年院、保護観察所での指導・援助に活用されます。

### 被害者等通知制度

（支援概要）
犯罪被害者等から、少年院送致の保護処分や保護観察処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

（対象要件等）
・被害者
・被害者の法定代理人（親権者など）
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
・以上の者から委託を受けた弁護士

### 心情等聴取・伝達制度

（支援概要）
刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度に関する説明等のほか、犯罪被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、少年院に在院中の加害者の生活や行動に関する意見の聴取や伝達を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類の受付を行っています。

（対象要件等）
・加害者が在院中であること
・被害者

・被害者の法定代理人
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

（申出先）

在院者～全国の矯正管区、少年院又は少年鑑別所

**福島少年鑑別所**
〒960-8254　福島市南沢又字原町越 4-14　電話 024-559-4321

## （１７） 地方更生保護委員会

（組織の紹介）

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国８か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

意見等聴取制度

（支援概要）

刑務所からの仮釈放や少年院からの仮退院等を許すか否かに関する審理において、仮釈放等、生活環境の調整、保護観察に関するご意見や被害についてのお気持ちを伝えることができます。

（対象要件等）

・加害者が仮釈放等審理中であること
・被害者
・被害者の法定代理人（親権者など）
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

（申出先）

仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

（支援概要）

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

（対象要件等）

1　刑務所などに収容され、仮釈放審理を行う場合
・被害者

・被害者の親族又はそれに準ずる者
（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）

２　少年院に収容され、仮退院等審理を行う場合

・被害者
・被害者の法定代理人（親権者など）
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合はその配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

（申出先）

・１については、事件を取り扱った検察庁
・２については、少年鑑別所

**東北地方更生保護委員会**
〒980-0812　仙台市青葉区片平 1-3-1　仙台法務総合庁舎 4 階
電話 022-221-3536　FAX 022-217-3565
被害者専用番号 022-221-3540

## （１８）　保護観察所

（組織の紹介）

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国５０か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを聴取・伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

### 心情等聴取・伝達制度

（支援概要）

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴き、希望がある場合には、これを保護観察中の加害者に伝えます。

（対象要件等）

・加害者が保護観察中であること
・被害者
・被害者の法定代理人（親権者など）
・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

（申出先）

加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

被害者等通知制度

（支援概要）

犯罪被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況などに関する事項について通知を行います。

（対象要件等）

1　加害者が刑事処分になった場合

・被害者

・被害者の親族又はそれに準ずる者

（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方などです。）

・上記の方の弁護士である代理人

2　加害者が保護処分になった場合

・被害者

・被害者の法定代理人（親権者など）

・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合はその配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

・上記の方から委託を受けた弁護士

（申出先）

1については、事件を取り扱った検察庁

2のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

相談・支援

（支援概要）

犯罪被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や、関係機関の紹介などを行ったりします。

**福島保護観察所**

〒960-8017　福島市狐塚17　福島法務合同庁舎（福島地検）2階

電話 024-534-2246（代表）　FAX 024-525-2182

被害者担当ダイヤル 024-534-2241

## （１９） 法務局・地方法務局

（組織の紹介）

全国の法務局・地方法務局及びその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案に

ついては、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

常設人権相談所

（支援概要）

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、面接により犯罪被害者等の人権相談に応じています。

（専門窓口）

地方法務局及びその支局

受付時間　平日 8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く）

| 名　称 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 福島地方法務局<br>人権擁護課 | 〒960-0103<br>福島市本内字南長割 1-3<br>※ 令和 8 年 11 月 2 日から下記に移転（予定）<br>〒960-8021<br>福島市霞町 1-46 | 024-534-1994 |
| 福島地方法務局<br>相馬支局 | 〒976-0015<br>相馬市塚ノ町一丁目 12-1 | 0244-36-3413 |
| 福島地方法務局<br>郡山支局 | 〒963-8539<br>郡山市希望ヶ丘 31-26 | 024-962-4500 |
| 福島地方法務局<br>白河支局 | 〒961-0074<br>白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 | 0248-22-1201 |
| 福島地方法務局<br>若松支局 | 〒965-0873<br>会津若松市追手町 6-11 会津若松合同庁舎 | 0242-27-1498 |
| 福島地方法務局<br>いわき支局 | 〒970-8026<br>いわき市平字堂根町 4-11 いわき地方合同庁舎 | 0246-23-1651 |

みんなの人権 110 番

（支援概要）

全国共通のナビダイヤルで様々な人権問題についての相談に応じています。

（専門窓口）

●一般電話・携帯電話用

ナビダイヤル 0570-003-110（全国共通）

（受付時間）

平日 8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く）

こどもの人権 110 番

（支援概要）

全国共通のフリーダイヤルで子どもに関する人権相談に応じています。

（専門窓口）

●一般電話・携帯電話用

フリーダイヤル 0120-007-110（全国共通・無料）

（受付時間）

平日 8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く）

外国人のための人権相談所

（支援概要）

全国共通のナビダイヤルで日本語を自由に話すことができない外国人からの人権相談に応じています。

（専門窓口）

●一般電話・携帯電話用

ナビダイヤル 0570-090911（全国共通）

（受付時間）

平日 8:30～17:00（土曜日・日曜日・祝日を除く）

（対応言語）

英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

インターネット人権相談受付窓口

（支援概要）

インターネットでも人権相談を受け付けています。

（専門窓口）

左のＱＲコードをバーコードリーダーで読み込んで接続してください。

法務局 LINE じんけん相談

（支援概要）

ＬＩＮＥを使ったチャット形式による相談を受け付けております。

（専門窓口）

以下のアカウント名、検索 ID、二次元コードから公式アカウント「法務局 LINE じんけん相談」を友達追加して、相談してください。

相談内容を入力する前に、トーク画面の「相談を開始する」をタップしてください。

・アカウント名：「法務局 LINE じんけん相談」

・検索ＩＤ　　：「@linejinkensoudan」

（受付時間）

平日 8:30～17:15（土曜日・日曜日・祝日を除く）

友だち追加はこちらから！

## （２０） 外国人在留総合インフォメーションセンター

（組織の紹介）

各地方出入国在留管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や窓口、メールによるお問い合わせに日本語だけでなく、多言語で対応しています。

相談受付

（支援概要）

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

※詳細については、以下を参照。

・外国人在留総合インフォメーションセンターについて

https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html

・人身取引について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/others/zinsin_index.html

## （２１） 精神保健福祉センター

（組織の紹介）

福島県が設置した心の健康と精神障がい者の福祉についての専門機関です。

（支援概要）

精神保健福祉相談

こころの悩みや不安、精神に障がいのある方などの相談を受けています。

１　来所相談（予約制）予約受付電　024-535-3556

月曜日～金曜日（休日を除く）　8:30～17:15

・特定相談（毎月第２，４木曜日）

思春期問題やひきこもり、アルコール依存症などに関する専門医師等による相談

・薬物専門相談（毎月第 3 水曜日）

薬物乱用・依存に関する専門医師等による相談

２　電話相談　こころの健康相談ダイヤル　0570-064-556

月曜日～金曜日（休日を除く）　9:00～17:00

18:30～22:30（民間団体対応時間　22:00 まで受付）

**福島県精神保健福祉センター**

〒960-8012 福島市御山町 8-30　福島県保健衛生合同庁舎 5 階

電話 024-535-3556　FAX 024-533-2408

ホームページ http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/

## （２２） 福祉事務所

（組織の紹介）

都道府県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成や更生の措置に関する事務を行っています。（都道府県の設置する福祉事務所については、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事務となります。）

### 相談・援護

（支援概要）

生活保護等に関する福祉全般の相談業務等を行っています。

### 生活保護制度

（支援概要）、（対象要件等）

生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全て生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護（支給）を行います。

（専門窓口）

| 県福祉事務所名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 県北保健福祉事務所 | 〒960-8012<br>福島市御山町 8-30 | 024-534-4101（代表） |
| 県中保健福祉事務所 | 〒962-0834<br>須賀川市旭町 153-1 | 0248-75-7800（代表） |
| 県南保健福祉事務所 | 〒961-0074<br>白河市郭内 127 | 0248-22-5441（代表） |
| 会津保健福祉事務所 | 〒965-0807<br>会津若松市城東町 5－12 | 0242-29-5503（代表） |
| 南会津保健福祉事務所 | 〒967-0004<br>南会津町田島字天道沢甲 2542-2 | 0241-63-0302（代表） |
| 相双保健福祉事務所 | 〒975-0031<br>南相馬市原町区錦町一丁目 30 | 0244-26-1323（代表） |

※　市福祉事務所については、市役所にお問い合わせください。

## （２３） 保健所

（組織の紹介）

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、地方公共団体（都道府県、政令市及び中核市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

相談業務

（支援概要）

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談に乗ることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、災害被災者や犯罪・事故被害者が抱えるＰＴＳＤ等の精神的な課題に関しては、医療機関や市町村と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

なお、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

（専門窓口）

| 保健所名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 県北保健所 | 〒960-8012<br>福島市御山町 8-30 | 024-534-4101（代表） |
| 県中保健所 | 〒962-0834<br>須賀川市旭町 153-1 | 0248-75-7800（代表） |
| 県南保健所 | 〒961-0074<br>白河市郭内 127 | 0248-22-5441（代表） |
| 会津保健所 | 〒965-0807<br>会津若松市城東町 5－12 | 0242-29-5503（代表） |
| 南会津保健所 | 〒967-0004<br>南会津町田島字天道沢甲 2542-2 | 0241-63-0302（代表） |
| 相双保健所 | 〒975-0031<br>南相馬市原町区錦町一丁目 30 | 0244-26-1323（代表） |
| 福島市保健所 | 〒960-8002<br>福島市森合町 10-1 | 024-525-7670（代表） |
| 郡山市保健所 | 〒963-8024<br>郡山市朝日 2-15-1 | 024-924-2120（代表） |
| いわき市保健所 | 〒973-8408<br>いわき市内郷高坂町四方木田 191 | 0246-27-8555（総務課） |

## （２４） 市町村保健センター

（組織の紹介）

市町村が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行っています。都道府県及び中核市の設置している保健所が、より広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町村保健センターは地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

相談業務

（支援概要）

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

※市役所又は町村役場にお問い合わせください。

**市町村保健センター**

※各市町村にお問い合わせください。

## （２５） 社会福祉協議会

（組織の紹介）

地域に暮らす皆様のほか、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉増進に取り組んでいます。

福祉サービスの提供等

（支援概要）

高齢者・障がい者等に対して、ホームヘルプサービス（訪問介護）や配食サービスを始めとする福祉サービスの提供を行っています。

また、地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を行っています。

※　各市町村の社会福祉協議会ごとに実施しているサービスが異なります。

※　支援にかかる費用の一部負担があります。

（窓口）

各市町村社会福祉協議会

日常生活自立支援事業

（支援概要）

認知症や知的障がい、精神障がい等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※　支援にかかる費用の一部負担があります。

（対象要件等）

加齢や認知症、知的障がい・精神障がい等により判断能力が低下している方

（窓口）

・福島県社会福祉協議会

・各市町村社会福祉協議会

生活困窮者自立相談支援事業

（支援概要）

生活に困窮する方からの相談を受け、その解決に向けて就労や住まいの確保等に関する支援を行っています。

（窓口）

福島県社会福祉協議会

生活福祉資金

（支援概要）

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とし、他の融資（貸付）制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯に対し、資金の貸付を行っています。

（対象要件等）

資金種類により異なりますので、お問い合わせください。

（窓口）

・福島県社会福祉協議会

・各市町村社会福祉協議会

福祉サービス利用に関する苦情相談

（支援概要）

福祉サービスの利用に関する相談・苦情を受け付け、中立的立場から助言等を行っています。

（窓口）

福島県運営適正化委員会（福島県社会福祉協議会内）

電話 024-523-2943　月曜日～金曜日　9:00～16:30

**社会福祉法人 福島県社会福祉協議会**

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 番地　福島県総合社会福祉センター内

電話 024-523-1251　FAX 024-523-4477

ホームページ　https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/

## （２６） 地域包括支援センター

（組織の紹介）

市町村や、市町村から委託を受けた法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が継続できるように、高齢者の多様なニーズを受けとめ、地域の保健、医療、福祉サービスや社会資源を有機的に結びつけることにより、高齢者の生活の質が確保されるように支援しています。

総合相談支援業務

（支援概要）

支援を必要とする高齢者を見い出し、適切な支援につなぐとともに、更なる問題の発生防止のための関係者のネットワーク構築を図ります。また、実態把握を行い、様々な相談に専門的・継続的に対応し、内容に即したサービスや制度につなげるなどの総合的支援を行います。

権利擁護業務

（支援概要）

高齢者の人権や財産を守る成年後見制度や、社会福祉協議会の行う日常生活自立支援などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

**福島県保健福祉部健康づくり推進課**

〒960-8670　福島市杉妻町 2-16（福島県庁西庁舎 7 階）

電話 024-521-7165　FAX 024-521-2191

## （２７） 医療機関（病院・診療所等）

（組織の紹介）

医療を提供する場として、全国で約 18 万施設が存在します。福島県においては、医療機能に関する一定の情報についてインターネット等で住民が利用しやすい形で公表される仕組み「医療情報ネット（ナビィ）」が設けられています。

※「医療情報ネット（ナビィ）」のホームページ

https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2310/initialize?pref=07

医療の提供等

（支援概要）

医療を受ける者の心身の状況に応じて、良質かつ適切な医療を提供します。

性犯罪被害者への対応

（支援概要）、（対象要件等）

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行います。

産婦人科医会では、警察との連携体制の強化、性犯罪被害者対応マニュアルの作成などを通じて、各産婦人科において被害者に対し適切に対応がなされるよう努めています。

詳しくは福島県警察本部警務部県民サービス課犯罪被害者支援室 024-522-2151

**福島県保健福祉部地域医療課**　（医療の提供等）

〒960-8670　福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎7階）

電話 024-521-7221　FAX 024-521-7926

## （２８） 福島県臨床心理士会

（組織の紹介）

臨床心理士とは、１）臨床心理検査、２）臨床心理面接・心理療法、３）臨床心理的地域援助、および４）それらの調査・研究といった、主に４つの仕事に従事する人びとのことをいいます。臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

参考文献：「臨床心理士に出会うには」【第3版】編者　日本臨床心理士会

電話相談・カウンセリング

（支援概要）

民間の被害者支援団体の相談窓口と連携して、電話相談や直接支援、面接相談を臨床心理士が行っています。

**福島県臨床心理士会**

〒963-0211　郡山市片平町字北三天７番地

公益財団法人　星総合病院　星ヶ丘病院心理室内

E-mail：fsccp.info@gmail.com

## （２９） 一般社団法人　福島県社会福祉士会

（組織の紹介）

「社会福祉士」は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

・児童福祉法関係施設　（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）
・身体障害者福祉法関係施設　（身体障害者更生施設、身体障害者療護施設等）
・生活保護関係施設　（救護施設、更生施設等）
・社会福祉法関係事業所　（福祉事務所、社会福祉協議会等）
・母子・寡婦福祉法関係施設　（母子福祉センター等）
・医療法関係施設　（病院等）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政等の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

成年後見人等の紹介・受任

（支援概要）

判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。

※　家庭裁判所の審判によって支援にかかる費用の一部を負担していただく場合があります。

**一般社団法人 福島県社会福祉士会**
〒963-8045　郡山市新屋敷１丁目 166 番　Ｓビル B 号
電話 024-924-7201　FAX 024-924-7202

## （３０） 一般社団法人　福島県精神保健福祉士会

（組織の紹介）

「精神保健福祉士（ＭＨＳＷ）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。広く国民の精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するために、以下のような機関に所属し相談に応じています。

・医療機関（精神科病院、精神科クリニック等）
・生活支援施設（介護給付、訓練等給付、地域生活支援や相談支援事業を行う施設）
・福祉行政の関連機関（地域保健所、都道府県、区市役所、児童相談所等）
・その他（社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設等）

都道府県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行ってきた実績があります。特に医療、経済、居住、家庭、職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

精神保健福祉の相談業務

（支援概要）

多数の死傷者を出すような事件･事故等が発生した際に、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアを行います。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等を提供します。

**一般社団法人　福島県精神保健福祉士会**
〒960-0111　福島市丸子字上川原 28-73　一般財団法人桜ヶ丘病院内
電話 024-533-1569　FAX 024-553-3816

## （３１）　労働基準監督署

（組織の紹介）

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

労災保険給付

（支援概要）

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等において、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行っています。具体的には、保険給付の申請・相談等に対応し、調査の上、労災保険の給付等を行います。

（窓口）

| 署　名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 福島労働基準監督署 | 〒960-8021<br>福島市霞町 1-46<br>福島合同庁舎 1 階 | 024-536-4611 |
| 郡山労働基準監督署 | 〒963-8071<br>郡山市富久山町久保田愛宕 78-1　2 階 | 024-922-1370 |

| | | |
|---|---|---|
| いわき労働基準監督署 | 〒970-8703<br>いわき市平字堂根町 4-11<br>いわき地方合同庁舎 4 階 | 0246-23-2255 |
| 会津労働基準監督署 | 〒965-0803<br>会津若松市城前 2-10 | 0242-26-6494 |
| 白河労働基準監督署 | 〒961-0074<br>白河市郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 5 階 | 0248-24-1391 |
| 須賀川労働基準監督署 | 〒962-0834<br>須賀川市旭町 204-1 | 0248-75-3519 |
| 喜多方労働基準監督署 | 〒966-0896<br>喜多方市諏訪 91 | 0241-22-4211 |
| 相馬労働基準監督署 | 〒976-0042<br>相馬市中村字桜ヶ丘 68 | 0244-36-4175 |
| 富岡労働基準監督署 | 〒979-1112<br>双葉郡富岡町中央 2 丁目 104 | 0240-22-3003 |

（相談時間）

月曜日～金曜日　8:30～17:15

※　土曜日、日曜日及び祝日・年末年始は休み

※　福島労働局のホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/home.html

## （３２）　ハローワーク（公共職業安定所）

（組織の紹介）

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

就職支援

（支援概要）

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

（専門窓口）

| 施設名称 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| ﾊﾛｰﾜｰｸ福島 | 〒960-8589<br>福島市狐塚 17-40 | 024-534-4121 |
| 福島わかものﾊﾛｰﾜｰｸ | 〒960-8051<br>福島市曽根田町 1-18 MAX ふくしま 5 階 | 024-529-6626 |
| 福島新卒応援ﾊﾛｰﾜｰｸ | 〒960-8051<br>福島市曽根田町 1-18　MAX ふくしま 5 階 | 024-529-7649 |
| 伊達市地域職業相談室 | 〒960-0653<br>伊達市保原町字泉町 94-1 | 024-574-3535 |

| | | |
|---|---|---|
| ﾊﾛｰﾜｰｸいわき | 〒970-8026<br>いわき市平字堂根町 4-11<br>いわき地方合同庁舎 1 階 | 0246-23-1421 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ小名浜 | 〒971-8111<br>いわき市小名浜大原字六反田 65-3 | 0246-54-6666 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ勿来 | 〒974-8212<br>いわき市東田町 1-28-3 | 0246-63-3171 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ会津若松 | 〒965-0877<br>会津若松市西栄町 2-23 | 0242-26-3333 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ喜多方 | 〒966-0853<br>喜多方市千苅 8374 | 0241-22-4111 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ南会津 | 〒967-0004<br>南会津郡南会津町田島字行司 12 | 0241-62-1101 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ郡山 | 〒963-8609<br>郡山市方八町 2-1-26 | 024-942-8609 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ郡山ﾏｻﾞｰｽﾞｺｰﾅｰ | 〒963-8025<br>郡山市桑野 1 丁目 2-3 ニコニコこども館 3 階 | 024-927-4626 |
| 田村市地域職業相談室 | 〒963-4312<br>田村市船引町船引字南元町 28 | 0247-81-1730 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ白河 | 〒961-0074<br>白河市字郭内 1-136 白河小峰城合同庁舎 1 階 | 0248-24-1256 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ須賀川 | 〒962-0865<br>須賀川市妙見 121-1 | 0248-76-8609 |
| 石川地方職業相談室 | 〒963-7845<br>石川郡石川町字高田 234-1 石川町合同庁舎 1 階 | 0247-26-2484 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ相双 | 〒975-0032<br>南相馬市原町区桜井町 1-127 | 0244-24-3531 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ相馬 | 〒976-0042<br>相馬市中村 1-12-1 | 0244-36-0211 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ富岡 | 〒979-1111<br>双葉郡富岡町大字小浜字大膳町 109-1 | 0240-22-3121 |
| 浪江町地域職業相談室 | 〒979-1513<br>双葉郡浪江町大字幾世橋字芋頭 5-2 | 0240-34-2416 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸ二本松 | 〒964-0906<br>二本松市若宮 2-162-5 | 0243-23-0343 |

（相談時間）

●ﾊﾛｰﾜｰｸ福島

月・水・金　8:30～17:15

火・木　　8:30～18:30（17:15～18:30　オンライン相談のみ）

第２・４土 10:00～17:00（オンライン相談のみ）

※　日曜日、祝日・年末年始及び第２・４を除く土曜日は休み

●ﾊﾛｰﾜｰｸ郡山

月・水・金　8:30～17:15

火・木　　8:30～18:30

第２・４土 10:00～17:00
※　日曜日、祝日・年末年始及び第２・４を除く土曜日は休み
●上記以外のﾊﾛｰﾜｰｸ
月～金　8:30～17:15
※　土曜日、日曜日及び祝日・年末年始は休み
●伊達市・田村市地域職業相談室、石川地方職業相談室
月～金　9:00～16:30
※　　土曜日、日曜日及び祝日・年末年始は休み
●浪江町地域職業相談室
月～金　9:00～16:00
※土曜日、日曜日及び祝日・年末年始は休み
●ﾊﾛｰﾜｰｸ郡山ﾏｻﾞｰｽﾞｺｰﾅｰ
月～金　8:30～18:00
※　土曜日、日曜日及び祝日・年末年始は休み
●福島わかものﾊﾛｰﾜｰｸ
月～金 10:00～18:30
福島新卒応援ﾊﾛｰﾜｰｸ
※　土曜日、日曜日及び祝日・年末年始は休み
郡山新卒応援ﾊﾛｰﾜｰｸ

## （３３） 総合労働相談コーナー

（組織の紹介）

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内、主要都市の利便性の高い駅周辺に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

相談業務

（支援概要）

解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関する様々な分野についての相談を、専門の相談員が面談・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

（窓口）

| コーナー名 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 福島労働局<br>総合労働相談コーナー（☆） | 〒960-8513<br>福島市花園町 5-46 福島地方合同庁舎 4 階<br>（福島労働局雇用環境・均等室） | 024-536-4600 |

| | | |
|---|---|---|
| 福島総合労働相談コーナー | 〒960-8021<br>福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 1 階<br>（福島労働基準監督署内） | 024-503-4859 |
| 郡山総合労働相談コーナー | 〒963-8071<br>郡山市富久山町久保田愛宕 78-1 2 階<br>（郡山労働基準監督署内） | 024-900-9609 |
| いわき総合労働相談コーナー | 〒970-8703<br>いわき市平堂根町 4-11<br>（いわき労働基準監督署内） | 0246-81-0068 |
| 会津総合労働相談コーナー | 〒965-0803<br>会津若松市城前 2-10<br>（会津労働基準監督署内） | 0242-26-6495 |
| 白河総合労働相談コーナー | 〒961-0074<br>白河市郭内 1-136<br>（白河労働基準監督署内） | 0248-24-1391 |
| 須賀川総合労働相談コーナー | 〒962-0834<br>須賀川市旭町 204-1<br>（須賀川労働基準監督署内） | 0248-75-3519 |
| 喜多方総合労働相談コーナー | 〒966-0896<br>喜多方市諏訪 91<br>（喜多方労働基準監督署内） | 0241-22-4211 |
| 相馬総合労働相談コーナー<br>（☆） | 〒976-0042<br>相馬市中村字桜ヶ丘 68<br>（相馬労働基準監督署内） | 0244-36-4175 |
| 富岡総合労働相談コーナー | 〒979-1112<br>双葉郡富岡町中央 2-104<br>（富岡労働基準監督署内） | 0240-22-3003 |

（相談時間）

9:00～16:30

※　土曜日、日曜日、祝日は休みです。

※　☆印のコーナーには女性の相談員がいます。

※　福島労働局のホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/home.html

## （３４）　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

（組織の紹介）

雇用のセーフティネットとして、求職者の方を対象に地域企業の人材ニーズに即した訓練カリキュラムをもとに、ものづくり分野に関する６か月又は７か月の職業訓練を行っています。

求職者の方は就職に必要な実践的な技能と知識を身に付けて、再就職を目指します。

特定求職者の方（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があるとハローワーク所長が認める者）を主に対象とし

て、民間教育訓練機関が当機構の認定を受けた職業訓練を実施します。（福島支部のみで実施）

在職者の方を対象とした業務に必要な技術・技能・知識のレベルアップを図るための職業訓練や事業主への相談・援助を行っています。（リスキリング・学び直し、中小企業でのＤＸ人材育成の推進支援）

**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　福島支部**
**／福島職業能力開発促進センター（ポリテクセンター福島）**
〒960-8054　福島市三河北町 7-14
電話 024-534-3637　FAX 024-534-3638
ホームページ　https://www3.jeed.go.jp/fukushima/poly/
**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　いわき訓練センター**
**（ポリテクセンターいわき）**
〒973-8403　いわき市内郷綴町舟場 1-1
電話 0246-26-1231　FAX0246-26-1237
ホームページ　https://www3.jeed.go.jp/iwaki/poly/
**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　会津訓練センター**
**（ポリテクセンター会津）**
〒965-0858　会津若松市神指町大字南四合字深川西 292
電話 0242-26-0515　FAX0242-26-1585
ホームページ　https://www3.jeed.go.jp/aizu/poly/

## （３５）　配偶者暴力相談支援センター

（組織の紹介）

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行う上で中心的な役割を果たす機関です。福島県では次の施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を有しています。

相談業務等

（支援概要）

配偶者からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関の紹介や保護命令制度等に関する情報提供・利用の支援を行います。

緊急時における安全の確保及び一時保護

（支援概要）

被害者や同伴者の緊急時における安全の確保と一時保護を行います。緊急時における安全の確保は、緊急に保護を求めてきた被害者に一時保護が行われるまでの間、適

当な避難場所を提供するものです。

また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急の保護が必要と認められる場合に行うものです。

自立支援

（支援概要）

自立して生活することを促進するための情報提供等の支援を行っています（就業の促進、住宅の確保、支援等に関する制度の利用等）。

（窓口）

| 施設の名称 | 電話番号 | 所在地 | 相談時間等 |
|---|---|---|---|
| 女性のための相談支援センター | 024-522-1010 | 福島市 | （→P.103 参照） |
| 県北保健福祉事務所 | 024-534-4118 | 福島市 | 月曜日～金曜日<br>8:30～17:15<br>（祝日、年末年始を除く） |
| 県中保健福祉事務所 | 0248-75-7809 | 須賀川市 | |
| 県南保健福祉事務所 | 0248-22-5647 | 白河市 | |
| 会津保健福祉事務所 | 0242-29-5278 | 会津若松市 | |
| 南会津保健福祉事務所 | 0241-63-0305 | 南会津町 | |
| 相双保健福祉事務所 | 0244-26-1134 | 南相馬市 | |
| 男女共生センター | 0243-23-8320 | 二本松市 | （→P.101 参照） |
| 郡山市こども家庭課 | 024-924-3341 | 郡山市 | |
| いわき市子ども家庭課 | 0246-27-8580 | いわき市 | |

**配偶者からの暴力被害者支援情報（内閣府ホームページ）**

ホームページ　https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

ＤＶ相談ナビ　＃８００８

※　通話料がかかります。

※　お近くの相談窓口をご案内します。

※　PHS、一部の IP 電話からはつながりません。公衆電話等からおかけなおしください。

## （３６）　福島県男女共生センター

（組織の紹介）

男女共同参画に関する情報収集・提供、男女の平等と自立を目指す個人や様々な団体・グループの自主的な交流の場の提供、調査研究、相談等多様な活動を行っています。福島県男女共生センター相談室は、配偶者暴力相談支援センターに指定されてい

ます。ただし、一時保護は行っておりません。

相談業務等

●一般相談

生活全般の悩みや問題について、専門の相談員が電話と面接（予約制）で相談を行います。

（専門窓口）

福島県男女共生センター　電話 0243-23-8320（相談室直通）

（相談時間）

火曜日、木曜日～日曜日　9:00～12:00　13:00～16:00

水曜日　13:00～17:00　18:00～20:00

休館日及び年末年始は休み

※　休館日：原則として月曜日（月曜日が祝日の場合はその直後の平日）
その他保守点検等の理由で臨時に休館することがあります。

（相談方法）

電話又は面接（面接相談は予約制）

●男性相談員による相談（電話のみ）

火曜日　17:00～20:00

●専門相談

法律や健康に関することについて、弁護士や臨床心理士による相談を行います。

（専門窓口）

福島県男女共生センター　電話 0243-23-8320（相談室直通）

（相談時間）

・法律相談（予約制）

第３水曜日　13:30～15:30

・女性のためのカウンセリング（予約制）

第１金曜日　10:00～11:00

金曜日　13:30～14:30

休館日及び年末年始は休み

※　休館日：原則として月曜日（月曜日が祝日の場合はその直後の平日）
その他保守点検等の理由で臨時に休館することがあります。

（相談方法）

面接（要予約）

●チャレンジ支援相談

専門の相談員が女性の就業援助に関する相談にお答えします。

（専門窓口）

福島県男女共生センター　二本松相談コーナー

電話 0243-23-8307（女性就業援助相談直通）

（相談時間）

火曜日～金曜日　9:00～12:00　13:00～16:00

土曜日、日曜日、祝日、休館日及び年末年始は休み

※　休館日：原則として月曜日（月曜日が祝日の場合はその直後の平日）
その他保守点検等の理由で臨時に休館することがあります。

（専門窓口）

・福島県男女共生センター　郡山相談コーナー　　電話 024-927-4030
・福島県男女共生センター　会津相談コーナー　　電話 0242-29-5588
・福島県男女共生センター　いわき相談コーナー　電話 0246-22-6400

（相談時間）

月曜日～木曜日　9:00～12:00　13:00～16:00

金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み

**福島県男女共生センター「女と男の未来館」**

〒964-0904　二本松市郭内一丁目 196-1

電話 0243-23-8301（代表）　FAX 0243-23-8312

ホームページ https://www.f-miraikan.or.jp/

電子メール　mirai@f-miraikan.or.jp

## （３７）福島県女性のための相談支援センター（女性相談支援センター・女性自立支援施設）

（組織の紹介）

女性の抱える様々な問題に関する相談業務、一時保護等を実施する機関として設置されています。配偶者からの暴力被害者を支援する配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、その中心的役割を担っています。

（対象要件）

性的な被害、ＤＶ被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）

相談業務

（支援概要）

国籍、年齢を問わず、様々な問題を抱えた女性からの相談に応じ、自立に向けた適切な支援を行います。

また、被害者に対して相談に応じるほか、自立支援、保護命令の制度利用の支援等を行います。

（専門窓口）
　福島県女性のための相談支援センター　電話 024-522-1010（相談専用）
（受付時間）
　9:00～21:00（祝日・年末年始を除く）
（相談方法）
　電話、来所（事前に電話予約をお願いしています）
　　※　メールによる相談は行っておりません。

一時保護
（支援概要）
　一時保護は、本人の意思に基づき、適当な寄宿先がなく、緊急の保護が必要と認められる場合に行われます。
　一時保護期間中は、入所者と同伴家族の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な支援その他の必要な支援を行います。また、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。
　なお、厚生労働大臣が定める基準を満たす者（施設や民間団体）に委託することもあります。
　※　一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）

長期保護（女性自立支援施設入所）
（支援概要）
　長期保護は、一時保護した者のうち、長期にわたり保護を行い、自立支援することが必要である場合等に行われます。
　長期保護期間中は、本人と同伴家族の心身の健康を回復、生活基盤の安定化、自立生活に向けた様々な支援を行います。また、入所者と同伴家族の安全、安心の確保に努めています。
　希望者に対しては、退所後の生活支援を定期的に行います。
　※　一般生活にかかる費用については、負担の必要はありません。（衣食その他日常生活に必要なものを給付します。）
　※　一時保護、長期保護を実施する場所は秘匿としています。

## （３８）　児童相談所

（組織の紹介）
　18 歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

相談業務

（支援概要）

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設等に措置したりします。

（受付時間）

月曜日～金曜日　8:30～17:15

| 児童相談所名等 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 中央児童相談所 | 〒960-8002<br>福島市森合町 10-9 | 024-534-5101 |
| 県中児童相談所 | 〒963-8041<br>郡山市富田町字町田３番地 | 024-935-0611 |
| 県中児童相談所<br>白河相談室 | 〒961-0074<br>白河市郭内 127 | 0248-22-5648 |
| 会津児童相談所 | 〒965-0003<br>会津若松市一箕町大字八幡字門田 1-3 | 0242-23-1400 |
| 会津児童相談所<br>南会津相談室 | 〒967-0004<br>南会津町田島字天道沢甲 2542-2 | 0241-63-0309 |
| 浜児童相談所 | 〒970-8033<br>いわき市自由ヶ丘 38-15 | 0246-28-3346 |
| 浜児童相談所<br>南相馬相談室 | 〒975-0031<br>南相馬市原町区錦町 1 丁目 30 | 0244-26-1135 |

**福島県こども未来局児童家庭課**

〒960-8670　福島市杉妻町 2-16（福島県庁西庁舎 6 階）

電話 024-521-8665　FAX 024-521-7747

## （３９）　乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設

（組織の紹介・支援概要）

○乳児院

保護者の病気や事故など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合には幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の支援を行うことを目的とする施設です。

○児童養護施設

家庭において適切な養育を受けることができない児童を入所させて養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○児童自立支援施設

不良行為や家庭環境の理由などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も相談等の支援を行うことを目的とする施設です。

（相談窓口）

児童相談所

**福島県こども未来局児童家庭課**
〒960-8670　福島市杉妻町 2-16（福島県庁西庁舎 6 階）
電話 024-521-8665　FAX 024-521-7747

## （４０） 母子生活支援施設

（組織の紹介・支援概要）

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。

（対象要件）

以下に該当し、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女性とその児童

・夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女性

・配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女性

（入所申込み）

居住地の市福祉事務所または県保健福祉事務所

**福島県こども未来局児童家庭課**
〒960-8670　福島市杉妻町 2-16（福島県庁西庁舎 6 階）
電話 024-521-8655　FAX 024-521-7747

## （４１） 福島県教育委員会

（組織の紹介）

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。また、災害や事件・事故などへの対応として、緊急的にカウンセラー（臨床心理士等）を配置する事業を行っています。

相談業務

（支援概要）

●福島県教育センター来所相談（予約制。電話による事前予約が必要です。）

教育上の諸問題について、幼児・児童生徒や保護者、教員の方を対象に、福島県教育センターへの来所による面接相談及び電話相談を行っています。

電話 024-572-4186（電話予約受付時間　9:00～17:00）

●電話相談「ふくしま 24 時間子どもＳＯＳ」

困ったことがあったら電話で相談ができます。電話料金はかかりません。

24 時間いつでも電話ができます。

フリーダイヤル　120-916-024

**福島県教育庁義務教育課**

〒960-8688　福島市杉妻町 2-16（福島県庁西庁舎 5 階）

電話 024-521-7774　FAX 024-521-7968

**福島県教育センター**

〒960-0101　福島市瀬上町字五月田 16

電話 024-553-3141（代表）　FAX 024-554-1588

## （４２） 学校

（組織の紹介）

在籍する児童生徒が犯罪被害者となった場合に、教職員による支援を行うとともに、臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、児童生徒やその保護者の心のケアに努めます。

スクールカウンセラー

（支援概要）

スクールカウンセラーが配置（派遣）学校においては、スクールカウンセラーが教職員と連携しながら児童生徒や保護者のカウンセリング等を行うほか、災害や事件・事故などが起きた場合には、緊急的にカウンセラーが配置され、災害等や犯罪の被害児童生徒の心のケアを行います。

**福島県教育庁義務教育課･高校教育課**

〒960-8688　福島市杉妻町 2-16（福島県庁西庁舎 5 階）

電話 024-521-7774　FAX 024-521-7968（義務教育課）

電話 024-521-7773　FAX 024-521-7973（高校教育課）

## （４３） 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

（組織の紹介）

我が国における「スポーツの振興」及び「児童生徒等の健康の保持増進」を図るための中核的・専門的機関です。

災害共済給付

（支援概要）

災害共済給付制度とは、学校教育の円滑な実施に資するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「ＪＳＣ」という。）と学校・保育所等の設置者（以下「設置者」という。）との契約（災害共済給付契約）により、学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

共済掛金の額や加入対象となる学校・保育所等については、下記ＪＳＣ災害共済給付Ｗｅｂホームページをご覧いただくか、仙台支所にお問い合わせください。

（福島県担当 TEL022-716-2108）

（対象要件等）

在籍する学校・保育所等にお問い合わせください。

**※最新の情報は、下記ホームページをご確認ください。**

**独立行政法人日本スポーツ振興センター　災害共済給付Webホームページ**

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/

## （４４）　福島県県民広聴室県政相談コーナー（交通事故相談）

（組織の紹介）

交通事故の被害者等が抱える様々な悩みや問題について、専任の交通事故相談員が相談に応じ、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

相談業務

（支援概要）

交通事故にあった際にどうしたらよいか、損害賠償請求、示談の進め方等について、面接、電話等での相談を受け付けています。また、問題解決のための助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

（受付時間）

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　9:00～12:00　13:00～16:00

| 相談場所 | 所　在　地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 福島県県民広聴室<br>県政相談コーナー | 〒960-8670<br>福島市杉妻町 2-16<br>福島県庁 本庁舎 2 階 | 024-521-4281 |

## （４５） 一般社団法人 福島県交通安全協会（福島県交通安全活動推進センター）

（組織の紹介）

福島県公安委員会に指定された法人であり、交通事故被害者等のために交通事故相談に応じています。

交通事故相談活動

（支援概要）

交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害や精神的被害の回復に関しての相談に応じ、適切な助言をしています。

**一般社団法人 福島県交通安全協会**

〒960-2292　福島市町庭坂字大原 1-1

電話 024-591-5038　FAX 024-591-3688

## （４６） 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

（組織の紹介）

全国の弁護士会が協力する交通事故専門の相談所で、損害賠償額の算定等交通事故の民事上の法律問題について弁護士による交通事故相談を無料で行っています。

面接相談

（支援概要）

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。

（対象要件等）

自賠責保険に加入することを義務づけられている車両（自動車損害賠償保障法第２条第１項）による国内での「自動車・二輪車」事故の民事関係の当事者

**公益財団法人 日弁連交通事故相談センター**

●公益財団法人日弁連交通事故相談センター福島相談所

〒960-8115　福島市山下町 4-24 福島県弁護士会館内

電話 024-536-2710

●公益財団法人日弁連交通事故相談センター郡山相談所

〒963-8877　郡山市堂前町 25-23　福島県弁護士会郡山支部内

電話 024-936-4515

●公益財団法人日弁連交通事故相談センターのホームページ

https://n-tacc.or.jp/

## （４７） 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

（組織の紹介）

交通事故の紛争の適切な処理と公共の福祉を目的として活動しています。当事者間において、損害賠償などの問題について解決が図れないときに、公正・中立の立場で、無償で紛争解決の支援を行います。

法律相談・和解のあっせん

（支援概要）

交通事故に遭われた方の相談を行い、弁護士や法律の専門家による相談・和解のあっせん、審査を行います。

（対象要件等）

電話予約の際に案内します。

**公益財団法人交通事故紛争処理センター 仙台支部**

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 4-6-1
仙台第一生命タワービルディング 11 階
電話 022-263-7231　FAX 022-268-1504
公益財団法人交通事故紛争処理センターのホームページ
https://www.jcstad.or.jp/

## （４８） 一般社団法人 日本損害保険協会

（組織の紹介）

損害保険業の健全な発達と信頼性の維持を図ることを目的とし設立され、相談・苦情に対応しています。

（支援概要）

損害保険全般に関するご相談に対応しています。また、保険業法にもとづく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決の支援（和解案の提示等）行っています。

なお、そんぽ ADR センターが取り扱う苦情や紛争の範囲は、当協会との間で指定紛争解決機関に関する手続き実施基本契約を締結した損害保険会社に関連するものに限られます。

**一般社団法人日本損害保険協会　そんぽ ADR センター**

電話 03-4332-5241（全国共通）
受付時間　月～金曜日（祝日・休日及び 12/30～1/4 を除く）
午前 9:15～午後 5:00
ホームページ　https://www.sonpo.or.jp/

## （４９）一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

（組織の紹介）

自賠責保険金･共済金の支払に係る紛争の公正かつ的確な解決による自動車事故被害者の保護を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払内容について調停事業を行っています。

紛争処理

（支援概要）

自賠責保険金・共済金の支払に係る紛争について、自動車事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。

（対象要件等）

自動車事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）又はその代理人（弁護士等）

相談業務

（支援概要）

自動車事故による被害者等からの相談に対応しています。

（対象要件等）

自賠責保険、自賠責共済の支払いに関する事項に限ります。

**一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構**

相談受付専用電話： 03-6825-6022

電話受付時間　9:00～12:00，13:00～17:00

（土日、祝日、年末年始（12/28～1/4）は除く）

○本部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階

○大阪支部

〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15 ﾓﾚｽｺ本町ビル 2 階

ホームページ　https://www.jibai-adr.or.jp/

## （５０） 独立行政法人 自動車事故対策機構（ナスバ） 福島支所

（組織の紹介）

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止･その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療養センターの設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

### 介護料支給

（支援概要）

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、移動、食事、排泄など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な状態の方に支給します。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当する方

①自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第一の第１級１号、２号または第２級１号、２号の認定を受けている方

②自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方

・①と同程度の障がいを受けたと認められる方

・事故後 18 ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方

③平成 12 年 12 月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合１級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

### 生活資金貸付

（支援概要）、（対象要件等）

自動車事故による被害者の方に対して次の貸付を行っています。

・交通遺児等貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障がいが残った方の子に対する貸付

・不履行判決等貸付

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付

・後遺障害保険金一部立替貸付

自動車事故により後遺障がいが残った方で、その後遺障がいについて自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障がいについての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

・保障金一部立替貸付

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

相談業務

（支援概要）、（対象要件等）、（専門窓口）

・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。

福島支所　　電話 024-522-6626

平日、第１・第３土曜日の 9:00～17:00

（祝日を除く。開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日）

・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。

福島支所　　電話 024-522-6626

平日、第１・第３土曜日の 9:00～17:00

（祝日を除く。開業した土曜日に代わる休業日は、原則として翌週の月曜日）

・交通事故に関する各種相談窓口、ナスバのサービスについて案内します。

ナスバ交通事故被害者ホットライン　0570-000738

（土・日・祝日・年末年始を除く 10:00～12:00 13:00～16:00）

※　通話料は負担していただきます。

一部ＩＰ電話からの場合は　03-6853-8002

**独立行政法人 自動車事故対策機構 福島支所**

〒960-8031　福島市栄町 7-33 福島トヨタビル 8 階

電話 024-522-6626　FAX 024-522-6627

ホームページ　https://www.nasva.go.jp

## （５１）公益財団法人 交通遺児等育成基金

（組織の紹介）

交通遺児等の生活基盤の安定を図るための事業等を行い、交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的に育成給付金の給付や各種支援事業を行っています。

育成給付金の給付

（支援概要）

交通遺児が拠出した拠出金を安全・確実に運用し、これに国や民間からの援助金を加えて、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成給付金の給付を行います。

※　加入時の年齢により拠出金の金額は異なりますので、詳しくはホームページを御覧下さい。

（対象要件等）

国内で発生した交通事故により死亡された方の遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

生活資金等の給付

（支援概要）、（対象要件等）

・越年（えつねん）資金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮家庭に対して、対象家庭が新年を迎えるに当たっての生活資金を必要とする場合に、義務教育終了前の児童１人につき一定額を給付します。

・入学支度金

対象家庭に対して、対象家庭の子弟が義務教育を受けるために小学校又は中学校に入学する場合に、入学する児童１人につき一定額を給付します。

・進学等支援金

対象家庭に対して、対象家庭の子弟が義務教育を終了して直ちに上級学校に進学、または就職する場合に、児童１人につき一定額を給付します。

緊急時見舞金

（支援概要）、（対象要件等）

・自動車事故被害者家庭のうち、義務教育終了前の交通遺児または交通重度後遺障害を負われた方の児童がいる、特に生活状態が困窮している家庭に対して、対象家庭の家族が死亡した場合または重度の後遺障害を負われた場合、一家庭につき一定額を給付します。

・対象家庭の家屋が災害等により全壊または半壊の甚大な被害を受けた場合に、一家庭につき一定額を給付します。

**公益財団法人 交通遺児等育成基金**

事務局　〒102-0083　東京都千代田区麹町 4-5 海事センタービル７階

電話 0120-16-3611 または 03-5212-4511　FAX 03-5212-4512

最寄り駅　ＪＲ・南北線・丸ノ内線　四ッ谷駅、有楽町線　麹町駅、半蔵門線　半蔵門駅

ホームページ　https://www.kotsuiji.or.jp/

## （５２） 公益財団法人 交通遺児育英会

（組織の紹介）

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がいがある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

奨学金の貸与

（支援概要）

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸与します（奨学金月額のうち、一部は給付）。

（対象要件等）

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障がいのために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。（申込時 25 歳までの方）

（専門窓口）

応募資料請求　0120-521286（フリーダイヤル）、03-3556-0773（奨学課・直通）

**公益財団法人 交通遺児育英会**

〒102-0093　東京都千代田区平河町二丁目 6 番 1 号 平河町ビル 3 階

電話 03-3556-0771　FAX 03-3556-0775

最寄り駅　地下鉄永田町駅　４番出口（半蔵門線・有楽町線・南北線）

ホームページ　https://www.kotsuiji.com/

## （５３） 福島県暴力追放運動推進センター

（組織の紹介）

福島県公安委員会に指定された公益法人であり、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指しつつ、暴力団員による不当な行為と被害の防止を図ることを目的として設立された団体です。

暴力相談活動

（支援概要）

暴力団関係や民事介入暴力事案などについて専門的知識を有する相談員が相談に当たります。また、必要に応じて弁護士を紹介し相談に当たります。

見舞金の支給

（支援概要）

暴力団員による傷害事件等の被害者に対する見舞金の支給を行っています。

暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

（支援概要）

暴力団事務所撤去訴訟や暴力団員からの被害に係る損害賠償請求訴訟費用等の無利子貸付け等を行っています。

**公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター**

●〒960-8103　福島市舟場町２番１号　福島県舟場町分館３階

電話 024-572-6960　FAX 024-572-6961

毎週月～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）9:00～17:00

※FAX・メールでのご相談は24時間受付します。

（ご返信は開所時間内になります。）

E-mail　fukushima01@botsui-fukushima.jp

※相談は無料で秘密は固く守られます。

●公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターのホームページ

http://www.botsui-fukushima.jp

## （５４）　福島県消費生活センター

（組織の紹介）

商品やサービスの契約に関する苦情や問い合わせなど、事業者に対する消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の未然防止・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。

相談業務

（支援概要）

悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせんを行っています。

**福島県消費生活センター**

〒960-8043 福島市中町８番２号（福島県自治会館１階）

電話 024-521-0999（相談専用）

●電話相談

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）　9:00～18:30

※毎月、原則第４日曜日の9:00～16:30も電話相談を行っています。

●来所相談

月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）　9:00～17:00

※受付は16:30まで。原則、事前予約制

●ウェブフォーム受付

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005b/syouhi-soudan-web.html

回答は、原則として、相談を受け付けた日の翌日から起算して５日以内（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）にメールで行います。

## （５５） 社会福祉法人 福島いのちの電話

（組織の紹介）

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

相談業務

（支援概要）

自殺を考えている人や、ひとり悩み苦しんでいる人たちに対し、養成講座を終了し認定を受けた相談員が、電話相談に応じます。

○ひとりぼっちで悩まずに

024-536-4343　　10:00～22:00（年中無休）

（毎月第３土曜日は午前 10:00～翌日午前 10:00 まで）

○自殺予防いのちの電話

0120-783-556（フリーダイヤル）　毎月 10 日　午前 8:00～翌朝 8:00

○ふくしま寄り添い（予約制）フリーダイヤル

0120-556-189　10:00～22:00（３日前までに予約）

○ナビダイヤル

0570-783-556　10:00～22:00

○メール相談

soudan@fukushima-inochi.com 宛てに、ハンドル名、性別、年代、相談内容を送信してください。詳しくはホームページをご覧ください。

**社会福祉法人 福島いのちの電話**

〒960-8691 福島中央郵便局私書箱 15 号

事務局電話 024-536-0032　FAX 024-536-2840

社会福祉法人福島いのちの電話のホームページ

https://www.fukushima-inochi.com/

## （５６） 年金事務所

| 年金事務所名 | 所　在　地 | 電話番号（代表） |
|---|---|---|
| 東北福島年金事務所 | 〒960-8567<br>福島市北五老内町 3-30 | 024-535-0141 |
| 平年金事務所 | 〒970-8501<br>いわき市平字童子町 3-21 | 0246-23-5611 |
| 相馬年金事務所 | 〒976-8510<br>相馬市中村字桜ヶ丘 69 | 0244-36-5172 |

| | | |
|---|---|---|
| 郡山年金事務所 | 〒963-8545<br>郡山市桑野 1-3-7 | 024-932-3434 |
| 白河年金事務所 | 〒961-8533<br>白河市郭内 115-3 | 0248-27-4161 |
| 会津若松年金事務所 | 〒965-8516<br>会津若松市追手町 5－16 | 0242-27-5321 |

## （５７） 全国健康保険協会　福島支部

（組織の紹介）

全国健康保険協会（協会けんぽ）は全国 283 万の中小企業で働く方やその家族のみなさま、あわせて約 4,000 万人が加入している健康保険の保険者です。

協会けんぽでは、健康保険の任意継続、保険給付、レセプト（診療報酬明細書）の点検、健診や保健指導等の保健事業等を実施しています。

高額療養費制度

（支援概要）

重い病気などで病院等に長期入院したり、治療が長引く場合は、医療費が高額になります。マイナ保険証の利用または事前に限度額適用認定証の交付を受けることにより、同一月内に窓口で支払う額が一定の金額（自己負担限度額）までに抑えられ、家計の負担を軽減できます。

なお、同月に入院や外来など複数の受診がある場合は、事後に高額療養費制度の申請が必要になります。

高額医療費貸付制度

（支援概要）

高額療養費が支給されるまでの間、高額療養費支給見込額の 8 割相当額を無利子で貸付ける制度があります。

**全国健康保険協会（協会けんぽ）福島支部**

〒960-8546 福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 8 階

電話 024-523-3915　FAX 024-523-3841

※窓口受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

（祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

全国健康保険協会福島支部のホームページ

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/fukushima/

## （５８） 税務署

| 税務署名 | 所　在　地 | 電話番号 | 管轄地域 |
|---|---|---|---|
| 会津若松 | 〒965-8686<br>会津若松市城前 1 番 82 号 | 0242-27-4311 | 会津若松市　耶麻郡のうち磐梯町、猪苗代町　河沼郡　大沼郡 |
| いわき | 〒970-8611<br>いわき市平字菱川町 6 番 3 号 | 0246-23-2141 | いわき市 |
| 喜多方 | 〒966-0893<br>喜多方市字花園 38 | 0241-24-5050 | 喜多方市　耶麻郡のうち北塩原村、西会津町 |
| 郡山 | 〒963-8655<br>郡山市堂前町 20 番 11 号 | 024-932-2041 | 郡山市　田村市　田村郡 |
| 白河 | 〒961-8611<br>白河市中田 5 番 1 号 | 0248-22-7111 | 白河市　西白河郡　東白川郡 |
| 須賀川 | 〒962-0844<br>須賀川市東町 135 番 1 号 | 0248-75-2194 | 須賀川市　岩瀬郡　石川郡 |
| 相馬 | 〒976-8602<br>相馬市中村字塚ノ町 65 番地 16 号<br>相馬市振興ビル四階 | 0244-36-3111 | 相馬市　南相馬市　双葉郡　相馬郡 |
| 田島 | 〒967-0004<br>南会津町田島字寺前甲 2939 番地 2 | 0241-62-1230 | 南会津郡 |
| 二本松 | 〒964-0911<br>二本松市亀谷 1 丁目 29 番地 | 0243-22-1192 | 二本松市　本宮市　安達郡 |
| 福島 | 〒960-8620<br>福島市森合町 16 番 6 号 | 024-534-3121 | 福島市　伊達市　伊達郡 |

## ５．ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援･制度を記載します。

※　支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

**注）　●＝原則すべての人が対象となる支援等　★＝対象要件がある支援等**

### ⑴　総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

●各種総合相談窓口

犯罪被害者等支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

（連絡先）

公益社団法人ふくしま被害者支援センター、法テラス福島、福島県、福島県警察本部、市町村、福島地方検察庁、福島県弁護士会

### ⑵　心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

（連絡先）

精神保健福祉センター、市町村保健センター、保健所、公益社団法人ふくしま被害者支援センター、福島県警察本部

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

（連絡先）

公益社団法人ふくしま被害者支援センター

### ⑶　生活上の問題

ア　仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

（連絡先）

総合労働相談コーナー、福島県弁護士会

★労働争議の調整

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

（連絡先）

総合労働相談コーナー、福島県弁護士会

## 働かなければならないが、就職先がみつからない

●就労や能力開発に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

（連絡先）

ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

★公的職業訓練

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

（連絡先）

ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

★訓練手当

障害者・母子家庭の母等が公共職業訓練・求職者支援訓練を受ける場合に、一定額を支給します。

（連絡先）

ハローワーク

★母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

（連絡先）

福島県母子家庭等就業・自立支援センター、市町村

★母子自立支援プログラム策定等事業

福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

（連絡先）

市町村

★生活困窮者自立相談支援事業

生活状態や健康状態等を考慮しながら、その人らしく自立した生活が送れるよう

就労支援を行います。
（連絡先）
福島県社会福祉協議会

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金
母子家庭の母又は、父子家庭の父が看護師等の経済的に効果的な資格を取得するため、６か月以上養成機関で修業する場合に、一定期間毎月定額を支給します。
（連絡先）
県、市町村
★自立支援教育訓練給付金
実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。
（連絡先）
県、市町村

働きたいが、子どもの世話がある

→P.126 参照

イ　不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★県営住宅への一時入居
犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に県営住宅に入居する必要がある方については、原則として１年を超えない期間で、県営住宅を使用できます。
（連絡先）
福島県
★被害直後における一時避難場所の確保
自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。
（連絡先）
福島県警察本部

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★県営住宅への優先入居
犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、

県営住宅に優先的に入居できます。
（連絡先）
福島県
★生活困窮者自立相談支援事業
住まいを失った、または失うおそれがある方に対し、住まいの確保に向けた支援を行います。
（連絡先）
福島県社会福祉協議会

ウ　経済的な困窮（問題）

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度
故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。
（連絡先）
福島県警察本部
★労災保険給付
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。なお、業務中や通勤中に第三者による加害行為があり、当該事象により負傷などが生じた場合も労災保険給付の対象となることがあります。
（連絡先）
労働基準監督署
★災害共済給付
小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童または生徒の災害につき、センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。
（連絡先）
独立行政法人日本スポーツ振興センター

医療費の負担を軽くしたい

●高額療養費制度
公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた金額について払い戻しをします。また事前に限度額適用認定証の交付を受けていれば窓口負担は自己負担限度額までに抑えられます。
（連絡先）
事業主、全国健康保険協会福島支部、健康保険組合（組合健保）、市町村（国民

健康保険)、各種共済保険（共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★高額療養費の貸付制度

高額療養費が支給されるまでの間、無利子の貸付制度があります。

（連絡先）

事業主、全国健康保険協会福島支部、健康保険組合（組合健保)、市町村（国民健康保険)、各種共済保険（共済組合)、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー

★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が軽減されます。

（連絡先）

税務署

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な 18 歳未満の児童)、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する 18 歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として 1 割になります。

（連絡先）

市町村、保健所、通院している医療機関

★子どもの医療費助成

０歳から１８歳の子どもが医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

（連絡先）

市町村

★ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭等に対して、保険診療分の自己負担額を助成します。

（連絡先）

市町村

## 生活資金に困っている

★児童扶養手当

父親の死亡等、父親が実質的に不在の家庭等で、18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を監護する母又は養育する者（児童や母又は養育者が公的年金を受給している場合等を除く。）に対して支給します。（平成 22 年 8 月より父子家庭も対象となっている）

（連絡先）

市町村

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母や父子家庭の父やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金などの貸付けを行います。

（連絡先）

市町村

★生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金（生活福祉資金）を低利で貸し付けます。総合支援資金（生活再建までに必要な生活費等）、福祉資金（医療費、冠婚葬祭費、緊急かつ一時的な場合の緊急小口資金等）、教育支援資金等があります。貸付利率は、資金の種類や連帯保証人の有無により異なります。

（連絡先）

社会福祉協議会

★寡婦控除

自己がひとり親に該当せず、次のいずれかに該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

・夫と死別し、若しくは離婚した後婚姻をしていない人、又は夫の生死が明らかでない一定の人で、子以外の扶養親族がいる人で合計所得金額が 500 万円以下の人

・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が 500 万円以下の人

（連絡先）

税務署

★ひとり親控除

婚姻歴や性別にかかわらず、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が 500 万円以下である単身者に該当する場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

（連絡先）

税務署

## 子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

（連絡先）

市町村

★幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子供たち、

住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子供たちの利用料が無料になります。

★多子世帯保育料軽減

保育所、認定こども園などを利用する多子世帯について、０歳児から２歳児にかかる保育料の一部又は全部が減免されます。

（連絡先）

市町村

## エ　子育てに伴う問題（経済的支援以外）

### 子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

（連絡先）

市町村、児童相談所

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

（連絡先）

市町村

### 子どもを預けたい

★一時預かり事業

様々な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合、保育所等において一時的に子どもを預けることができます。

（連絡先）

市町村

★ショートステイなど

様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

（連絡先）

市町村、児童相談所

オ　福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

（連絡先）

市町村（福祉事務所）、社会福祉協議会

カ　報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜･告別式等での取材に対する対応について弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

（連絡先）

福島県弁護士会、法テラス福島

★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（ＢＰＯ）」（連絡先：TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330）に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」（FAX:03-3291-1220）に異議申立てをすることができます。

（連絡先）

福島県弁護士会、法テラス福島

⑷　加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★地域警察官（交番・駐在所等に勤務する制服警察官）による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応などを行います。

（連絡先）

福島県警察本部

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

（連絡先）

福島県警察本部

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等をお知らせします。

（連絡先）

検察庁

## 加害者がどうなったのか知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報（逮捕、処分等）を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

（連絡先）

福島県警察本部、福島海上保安部

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

（連絡先）

検察庁、矯正管区、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

（連絡先）

検察庁、福島県弁護士会

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

（連絡先）

検察庁、福島県弁護士会

★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→P.130 参照

（連絡先）

裁判所、検察庁、福島県弁護士会

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P.130 参照

（連絡先）

家庭裁判所、福島県弁護士会

加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

→P.131 参照

（連絡先）

検察庁、（少年事件につき）家庭裁判所、福島県弁護士会

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P.131 参照

（連絡先）

検察庁、法テラス福島、福島県弁護士会

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行います。

（連絡先）

矯正管区、刑事施設

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院等に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

（連絡先）

地方更生保護委員会、保護観察所

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聴き、これを保護観察中の加害者に伝えます。

（連絡先）

保護観察所

### ⑸　捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

（連絡先）

法テラス福島、福島県弁護士会、検察庁

★犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、犯罪被害者等法律援助や民事法律扶助、日弁連委託援助の制度をご案内しています。

（連絡先）
法テラス福島

## 警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い
警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。
（連絡先）
公益社団法人ふくしま被害者支援センター、検察庁（法廷のみ）、福島県弁護士会、（少年事件につき）家庭裁判所

## 事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度
→P.128 参照
（連絡先）
福島県警察本部、福島海上保安部
★被害者等通知制度
→P.128 参照
（連絡先）
検察庁、矯正管区、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所
★公判記録の閲覧・コピー（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー
公判記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。少年事件についても同様の制度があります。
（連絡先）
地方裁判所・簡易裁判所、検察庁、（少年事件につき）家庭裁判所、福島県弁護士会
★少年審判傍聴制度
一定の重大事件については少年審判の傍聴ができます。
（連絡先）
家庭裁判所、福島県弁護士会
★審判状況の説明
少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。
（連絡先）
家庭裁判所、福島県弁護士会
★審判結果の通知
少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

（連絡先）
家庭裁判所

## 刑事手続等に参加したい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

（連絡先）
検察庁、（少年事件につき）家庭裁判所、法テラス福島、福島県弁護士会

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

（連絡先）
検察庁、法テラス福島、福島県弁護士会

## 刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

（連絡先）
福島県弁護士会、法テラス福島

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

（連絡先）
法テラス福島、福島県弁護士会

## 損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

（連絡先）
法テラス福島、市町村、福島県弁護士会

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立てについても対象となります。

（連絡先）

法テラス福島、福島県弁護士会

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

（連絡先）

地方裁判所、法テラス福島、福島県弁護士会

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害を受けた方等に対し被害回復給付金として支給します。

（連絡先）

検察庁

（資料１）

## 「犯罪被害申告票」書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| 概要 | 被害<br>発生日 | 年　　月　　日 |
| | 被害の種類 | □ 殺人　□ 傷害　□ 交通事件　□ 性暴力<br>□ 配偶者からの暴力　□ 子ども虐待<br>□ その他（　　） |
| | 被害当事者との関係 | □ 被害当事者　□ 家族・遺族　□ その他（　　） |
| | 被害<br>発生場所 | □ 自宅　□ 学校　□ 職場　□ その他（　　） |
| | その他 | 被害の概要についてお話したいことがあれば御自由にお書きください。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 要望 | □ 総合的に相談したい | | | |
| | □ 医療相談 | □ 精神的ケア | □ 就職相談 | □ 住居相談 |
| | □ 経済的支援 | □ 子育て相談 | □ 福祉相談 | □ マスコミ対応 |
| | □ 捜査・刑事裁判に関すること | □ 損害賠償等の法律相談 | □ 加害者の情報提供 | |
| | □ その他 | | | |
| | 特記事項（相談にあたって配慮してほしいことなど） | | | |

（資料２）

**関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式**

| | |
|---|---|
| 受理年月日 | 年　　月　　日 |
| 相談者の氏名等 | **氏名**：　　生年月日：　　年　　月　　日　**性別　男・女**<br>連絡先：**電話**　　（　　）<br>住所<br>メールアドレス<br>**□　被害当事者　□　家族・遺族（続柄　　）　□　その他（　　）** |
| **犯罪等被害の概要**<br>※犯罪被害者等からの申告を基に記載 | 被害発生日：　　年　　月　　日<br>被害発生場所：□自宅 □学校 □職場 □その他（　　）<br>被害の種類：□殺人 □傷害 □交通事件 □性暴力 □配偶者からの暴力<br>□子ども虐待　□その他（　　） |
| 当該被害による心身の状態 | 通院歴：□あり　□なし<br>通院状況：□通院中　□終止、　後遺障がい：□あり　□なし<br>具体的状況（傷害や後遺障がいの程度）： |
| **犯罪被害者等の要望**<br>※犯罪被害者等からの申告を基に記載 | |
| 自機関・団体で実施した支援の内容 | |
| これまで受けた支援内容等 | □あり　　□なし<br>相談日：　　年　　月頃、相談機関・団体名：<br>受けた支援の概要： |
| 紹介先担当部署<br>〃　連絡先 | |
| 備　考 | |
| 情報提供についての同意確認欄 | 上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。<br>署名又は同意確認記述 [　　]<br>（署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入） |
| 電話相談等の場合<br>※非通知の場合はその旨記入 | 上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに<br>電話　　（　　）　　から、　　月　　日　　時　分同意を得た。 |
| 連絡年月日 | 年　　月　　日 |
| 担当部署<br>連絡先 | |

**※　紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。**

〔 犯罪被害者等支援に係る主な関係機関・団体等の連絡先 〕

| 頁 | 名　　称 | 電話番号 | 主な業務 |
|---|---|---|---|
| 52 | 福島県警察本部 | 〔警察相談ﾀﾞｲﾔﾙ〕<br>＃9110<br>（携帯電話又はプッシュ回線に限ります）<br>〔警察総合相談〕<br>024-525-8055 | 警察安全相談 |
| 56<br>64 | ＳＡＣＲＡホットライン<br>（ＳＡＣＲＡふくしま） | 024-563-3722 | 性暴力等被害者相談 |
| 61 | 法テラス福島 | 〔事務局電話〕<br>0570－078370<br>〔犯罪被害者支援ダイヤル〕<br>0120-079714 | 相談窓口紹介、支援制度紹介、弁護士紹介 |
| 64 | 公益社団法人ふくしま被害者支援センター | 〔事務局電話〕<br>024-523-1550<br>〔相談電話〕<br>024-563-3724 | 電話相談・面接相談、直接的支援、自助グループへの支援 |
| 72 | 福島地方検察庁被害者ﾎｯﾄﾗｲﾝ | 024-534-5135 | 犯罪被害者の司法手続きに関する相談 |
| 76 | 福島県弁護士会 | 024-534-2334 | 犯罪被害者の法的問題全般に関する相談 |
| 84 | 福島地方法務局人権擁護課 | 0570-003-110 | 人権相談<br>（みんなの人権１１０番） |
| 87 | こころの健康相談ダイヤル | 0570-064-556 | 心の健康に関する相談 |
| 103 | 福島県女性のための相談支援センター | 〔相談専用電話〕<br>024-522-1010 | 電話相談・来所相談、一時保護、女性と同伴家族の保護 |
| 116 | 福島県消費生活センター | 024-521-0999 | 消費生活全般 |

〔 犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口 〕

| 市町村名 | 担当課 | 電話番号 | 所　在　地 |
|---|---|---|---|
| 福　島　市 | 生活課 | TEL024-535-2121 | 〒960-8601<br>福島市五老内町 3 番 1 号 |
| 会津若松市 | 市民協働課 | TEL0242-39-1221 | 〒965-0871<br>会津若松市栄町 5 番 17 号 |
| 郡　山　市 | ダイバーシティ推進課 | TEL024-924-3351 | 〒963-8601<br>郡山市朝日一丁目 23 番 7 号 |
| い わ き 市 | 生活安全課 | TEL0246-22-7446 | 〒970-8686<br>いわき市平字梅本 21 番地 |
| 白　河　市 | 防災環境課 | TEL0248-22-1111 | 〒961-8602<br>白河市八幡小路 7 番地 1 |
| 須 賀 川 市 | 生活環境課 | TEL0248-88-9128 | 〒962-8601<br>須賀川市八幡町 135 番地 |
| 喜 多 方 市 | 危機管理課 | TEL0241-24-5272 | 〒966-8601<br>喜多方市字御清水東 7244 番地 2 |
| 相　馬　市 | 生活環境課 | TEL0244-37-2144 | 〒976-8601<br>相馬市中村字北町 63 番地の 3 |
| 二 本 松 市 | 生活環境課 | TEL0243-55-5102 | 〒964-8601<br>二本松市金色 403 番地 1 |
| 田　村　市 | 社会福祉課 | TEL0247-81-2273 | 〒963-4393<br>田村市船引町船引字畑添 76 番地 2 |
| 南 相 馬 市 | 生活環境課 | TEL0244-24-5240 | 〒975-8686<br>南相馬市原町区本町二丁目 27 番地 |
| 伊　達　市 | 生活環境課 | TEL024-575-1290 | 〒960-0692<br>伊達市保原町字舟橋 180 番地 |
| 本　宮　市 | 生活環境課 | TEL0243-24-5361 | 〒969-1192<br>本宮市本宮字万世 212 番地 |
| 桑　折　町 | 健康福祉課 | TEL024-582-1134 | 〒969-1692<br>伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地 7 |
| 国　見　町 | 住民防災課 | TEL024-585-2115 | 〒969-1792<br>伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7 |
| 川　俣　町 | 総務課 | TEL024-566-2111 | 〒960-1492<br>伊達郡川俣町字五百田 30 番地 |
| 大　玉　村 | 住民生活課 | TEL0243-24-8091 | 〒969-1392<br>安達郡大玉村玉井字星内 70 番地 |
| 鏡　石　町 | 税務町民課 | TEL0248-62-2112 | 〒969-0492<br>岩瀬郡鏡石町不時沼 345 番地 |
| 天　栄　村 | 住民課 | TEL0248-82-2119 | 〒962-0592<br>岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78 番地 |
| 下　郷　町 | 健康福祉課 | TEL0241-69-1199 | 〒969-5345<br>南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000 番地 |
| 檜 枝 岐 村 | 住民課 | TEL0241-75-2502 | 〒967-0525<br>南会津郡檜枝岐村字下ノ原 880 番地 |
| 只　見　町 | 町民生活課 | TEL0241-82-5100 | 〒968-0498<br>南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039 番地 |
| 南 会 津 町 | 住民生活課 | TEL0241-62-6120 | 〒967-0004<br>南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 北塩原村 | 保健福祉課 | TEL0241-23-3113 | 〒966-0485<br>耶麻郡北塩原村大字北山字姥ケ作 3151 番地 |
| 西会津町 | 福祉介護課 | TEL0241-45-2214 | 〒969-4495<br>耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308 番地 |
| 磐梯町 | 町民課 | TEL0242-74-1215 | 〒969-3392<br>耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855 番地 |
| 猪苗代町 | 総務課 | TEL0242-62-2111 | 〒969-3123<br>耶麻郡猪苗代町字城南 100 番地 |
| 会津坂下町 | 生活課 | TEL0242-84-1500 | 〒969-6592<br>河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地 |
| 湯川村 | 住民課 | TEL0241-27-8810 | 〒969-3593<br>河沼郡湯川村大字清水田字長瀞 18 番地 |
| 柳津町 | 町民課 | TEL0241-42-2118 | 〒969-7201<br>河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234 番地 |
| 三島町 | 総務課 | TEL0241-48-5511 | 〒969-7511<br>大沼郡三島町大字宮下字宮下 350 番地 |
| 金山町 | 保健福祉課 | TEL0241-54-5131 | 〒968-0011<br>大沼郡金山町大字川口字谷地 393 番地 |
| 昭和村 | 総務課 | TEL0241-57-2113 | 〒968-0103<br>大沼郡昭和村大字下中津川字中島 652 番地 |
| 会津美里町 | 健康ふくし課 | TEL0242-55-1145 | 〒969-6292<br>大沼郡会津美里町字新布才地 1 番地 |
| 西郷村 | 住民生活課 | TEL0248-25-2197 | 〒961-8501<br>西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40 番地 |
| 泉崎村 | 住民生活課 | TEL0248-53-2112 | 〒969-0196<br>西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145 番地 |
| 中島村 | 住民生活課 | TEL0248-52-2112 | 〒961-0192<br>西白河郡中島村大字滑津字中島西 11 番地の 1 |
| 矢吹町 | まちづくり推進課 | TEL0248-42-2112 | 〒969-0296<br>西白河郡矢吹町一本木 101 番地 |
| 棚倉町 | 健康福祉課 | TEL0247-33-2117 | 〒963-6192<br>東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 33 番地 |
| 矢祭町 | 町民福祉課 | TEL0247-46-4574 | 〒963-5192<br>東白川郡矢祭町大字東舘字舘本 66 番地 |
| 塙町 | 総務課 | TEL0247-43-2111 | 〒963-5492<br>東白川郡塙町大字塙字大町三丁目 21 番地 |
| 鮫川村 | 住民福祉課 | TEL0247-49-3112 | 〒963-8401<br>東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5 |
| 石川町 | 防災環境課 | TEL0247-26-9127 | 〒963-7893<br>石川郡石川町字長久保 185 番地の 4 |
| 玉川村 | 総務課 | TEL0247-57-4621 | 〒963-6392<br>石川郡玉川村大字小高字中畷 9 番地 |
| 平田村 | 住民課 | TEL0247-55-3112 | 〒963-8292<br>石川郡平田村大字永田字切田 116 番地 |
| 浅川町 | 総務課 | TEL0247-36-4121 | 〒963-6292<br>石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 古　殿　町 | 健康福祉課 | TEL0247-53-4616 | 〒963-8304<br>石川郡古殿町大字松川字新桑原 31 番地 |
| 三　春　町 | 住民課 | TEL0247-62-8126 | 〒963-7796<br>田村郡三春町字大町 1 番地の 2 |
| 小　野　町 | 町民生活課 | TEL0247-72-6933 | 〒963-3492<br>田村郡小野町大字小野新町字舘廻 92 番地 |
| 広　野　町 | 環境防災課 | TEL0240-27-2114 | 〒979-0402<br>双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35 番地 |
| 楢　葉　町 | 保健福祉課 | TEL0240-23-6102 | 〒979-0696<br>双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂 5 番地の 6 |
| 富　岡　町 | 生活環境課 | TEL0240-22-9004 | 〒979-1192<br>双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1 |
| 川　内　村 | 住民課 | TEL0240-38-2113 | 〒979-1292<br>双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24 |
| 大　熊　町 | 住民税務課 | TEL0240-23-7146 | 〒979-1306<br>双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717 番地 |
| 双　葉　町 | 健康福祉課 | TEL0240-33-0131 | 〒979-1495<br>双葉郡双葉町大字長塚字町西 73 番地 4 |
| 浪　江　町 | 介護福祉課 | TEL0240-34-0238 | 〒979-1592<br>双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2 |
| 葛　尾　村 | 住民生活課 | TEL0240-29-2112 | 〒979-1602<br>双葉郡葛尾村大字落合字落合 16 番地 |
| 新　地　町 | 町民生活課 | TEL0244-62-2115 | 〒979-2792<br>相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30 番地 |
| 飯　舘　村 | 健康福祉課 | TEL0244-42-1633 | 〒960-1803<br>相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 571 番地いちばん館内 |